

第6期長崎県障害福祉計画
第2期長崎県障害児福祉計画
(素案)

令和2年11月



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の法的根拠と位置付け	2
4. 計画の期間	5
5. 区域の設定	5
6. 計画の推進体制	8
【参考】障害福祉サービス等の体系と種類	9

第2章 長崎県における障害児・者の現状

1. 障害児・者の数	
(1) 身体障害	14
(2) 知的障害	16
(3) 精神障害	17
(4) 依存症	18
(5) 発達障害	18
(6) 高次脳機能障害	19
(7) 難病等	19
2. サービス提供等の現状	
(1) 障害福祉サービス等の利用状況	19
(2) 障害児支援等の利用状況	20
3. 障害保健福祉圏域ごとの現状	
(1) 長崎圏域	21
(2) 西彼圏域	23
(3) 佐世保圏域	25
(4) 県北圏域	27
(5) 県央圏域	29
(6) 県南圏域	31
(7) 五島圏域	33
(8) 上五島圏域	35
(9) 壱岐圏域	37
(10) 対馬圏域	39

第3章 重点的に取り組む施策

1. 成果目標と目標達成のための方策	
--------------------	--

(1) 施設入所者の地域生活への移行	41
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	43
(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	46
(4) 福祉施設から一般就労への移行	47
【参考】特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況	50
(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	51
(6) 相談支援体制の充実・強化等	53
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築	54
2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策	
(1) 障害者等に対する虐待の防止	55
(2) 意思決定支援の促進	57
(3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進	57
(4) 障害を理由とする差別の解消の促進	59
(5) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や 研修等の充実と人材育成	59
(6) 発達障害児・者への支援体制の整備	61
(7) 依存症対策の推進	63
(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進	64
第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策	
1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、 指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量	65
2. 障害児通所支援、障害児入所支援、 障害児相談支援の必要な見込量	67
3. サービス見込量の確保方策	68
第5章 県が実施する地域生活支援事業	
1. 専門性の高い相談支援事業	
(1) 発達障害者支援センター運営事業	70
【参考】療育・相談機関	71
(2) 高次脳機能障害支援普及事業	72
【参考】高次脳機能障害の支援体制	73
(3) 障害児等療育支援事業	74
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	75
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	75

3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	76
4. 広域的な支援事業	
(1) 相談支援体制整備事業	77
(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	77
(別表1) 障害福祉サービス等見込量 (圏域・市町毎、サービス区分別)	79
(別表2) 障害児通所支援サービス等見込量 (圏域・市町毎、サービス区分別)	96

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）を越えて、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。併せて、市町村及び都道府県には障害福祉サービスの提供体制の確保等を目的とし、障害福祉計画の策定が義務付けられました。

このため、本県では第1期から第5期の障害福祉計画（平成18年度～令和2年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めてきました。

また、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）については、附則に定められた3年後の見直しが行われ、障害者がより一層地域生活を充実させるような新たな施策展開や、障害児・高齢障害者・精神障害者をはじめとするそれぞれの障害者のニーズに対するきめ細やかな対応を行うための法改正がなされました。

さらに、平成28年6月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律では、市町村及び県には障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、これらの円滑な実施を図るために障害児福祉計画の策定も義務付けられたことから、「第1期長崎県障害児福祉計画」と「第5期長崎県障害福祉計画」を一体的に策定し、ライフステージに合わせた多様なニーズに対応する切れ目ないサービス提供体制整備に取り組んでまいりました。

今回策定する「第6期長崎県障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」（計画期間：令和3～5年度）は、このような背景及び世界的に取り組む持続可能な開発目標であるSDGs※の理念を踏まえ、国の指針に基づき障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて見直しを行うものです。

※SDGs…Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標

2. 計画の目的

本計画の策定趣旨、国の示す基本指針を踏まえ、次の10点を本計画の目的とします。

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進を図り、重度や高齢の障害者も誰もが住み慣れた地域において希望するサービスを受けられるよう努めます。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、精神障害者が地域

の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域生活への移行・定着を推進します。

- ③ 福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに職場定着を推進します。
- ④ 障害児支援体制において、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築やライフステージに応じた切れ目のない支援提供を目指します。また、医療的ケア児等の実態を把握し、地域における支援体制の整備を推進します。
- ⑤ 「地域共生社会」実現を目指し、高齢者、障害者、児童などの複合化するニーズへの対応強化、柔軟なサービスの提供に努めます。
- ⑥ 発達障害者支援のより一層の充実を図り、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう目指します。
- ⑦ 地域において、それぞれのニーズに応じた適切な保健、医療、福祉サービスにつながるよう、相談支援体制の充実・強化、人材育成を推進します。
- ⑧ 文化芸術活動の支援、視覚障害者等の読書環境の整備等により、地域における社会参加を推進します。
- ⑨ 必要な障害福祉サービスを適切に受けられるよう、障害福祉サービスの質の向上を目指します。
- ⑩ 安定的な障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉の事業を実施していくために、障害福祉人材の確保に努めます。

3. 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の22第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、県が策定するものです。

なお、児童福祉法第33条の22第4項の規定に基づき、本県では障害児福祉計画と障害福祉計画を一体的に策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「長崎県総合計画」及び「長崎県福祉保健総合計画」(ながさきほっとプラン)を補完する個別計画として、障害者基本計画とともに本県が今後進める障害者施策の指針となります。

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項を根拠法として障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であるのに対し、障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。

【根拠法】

(障害者総合支援法第 89 条第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 22 第 4 項)

都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(障害者基本法第 11 条第 2 項)

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者基本計画と障害福祉計画の比較

区分	障害者基本計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
策定義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定めた計画	障害福祉サービスに関する実施計画 障害児通所支援等に関する実施計画
国の計画との関係	国の障害者基本計画を基本に策定	国の基本指針に即して策定
計画期間	県障害者基本計画 (H15～20年度) 改訂基本計画(H21～25年度) 第二次改訂(H26～30年度) 第四次改訂(H31～R5年度)	第1期計画(H18～22年度) 第2期計画(H21～23年度) 第3期計画(H24～26年度) 第4期計画(H27～29年度) 第5期計画(H30～32年度) 第6期計画(R3～5年度)
策定期間	平成26年7月(第二次改訂) 平成31年3月(第四次改訂)	平成19年3月(第1期) 平成21年3月(第2期) 平成24年3月(第3期) 平成27年3月(第4期) 平成30年3月(第5期) 令和3年3月(第6期)
意見聴取	計画の策定または変更する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。	計画の策定または変更する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。また、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
策定後の対応	知事は県議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。	県は県障害福祉計画及び障害児福祉計画を定め、または変更したときは、厚生労働大臣に提出しなければならない。
基本理念の実現に向けた長期的な基本方針又は目標項目	○長期的な基本方針(施策の体系) ①生活支援の推進 ②保健・医療の推進 ③教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興 ④雇用・就業、経済的自立の支援 ⑤安心・安全な生活環境の整備 ⑥情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実 ⑦防災・防犯等の推進 ⑧差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ⑨行政サービス等における配慮	○基本指針の概要 1.基本事項 2.目標 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③福祉施設から一般就労への移行等 ④障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ⑤地域共生社会の実現 ⑥発達障害者支援の充実 ⑦相談支援体制の充実・強化、人材育成 ⑧地域における社会参加の推進 ⑨障害福祉サービスの質の向上 ⑩障害福祉人材の確保 3.計画作成に関する事項 4.その他、地域生活支援事業等の円滑な実施

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

5. 区域の設定

本計画において、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量を定める区域は、次のとおりとします。

○基本的な考え方

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市及び町を基本的な単位として、きめ細やかなサービスを提供することが必要ですが、市及び町単位で実施することが困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間で格差が生じないようにサービス提供体制づくりを進めます。

○見込量を定める区域

区域	サービス	
市及び町 (21 区域)	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
	障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
	居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助
	相談支援	計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援
障害保健福祉圏域 (10 区域)	日中活動系サービス	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、短期入所(福祉型・医療型)
県全域 (1 区域)	入所系サービス	施設入所支援、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所支援

※日中活動系サービスについては、地域生活を支援する観点から、可能な限り市町でサービス量の確保に努めるものとします。

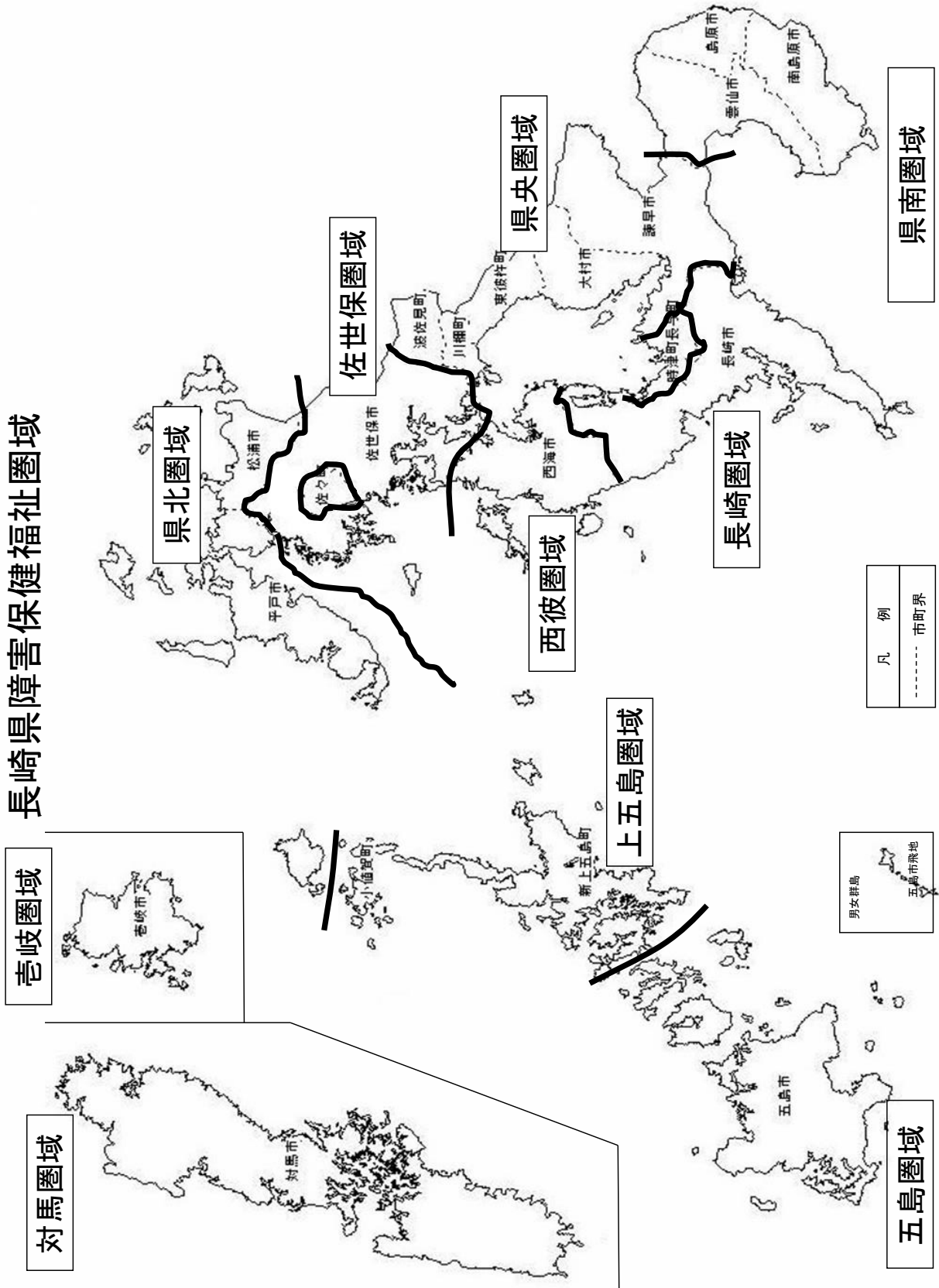
○障害保健福祉圏域の設定とその考え方

障害保健福祉圏域は、各地域の状況に応じた障害者施策を推進するにあたり県が定める地域区分です。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画から、それまでの8圏域を、中核市である長崎市及び佐世保市を一つの圏域とする10圏域に見直しました。その地域の障害者の方のニーズや社会資源等の状況をより反映させた施策に努めていきます。

○障害保健福祉圏域

圏域	構成市及び町	市及び町数
長崎	長崎市	1市
西彼	西海市、長与町、時津町	1市2町
佐世保	佐世保市	1市
県北	平戸市、松浦市、佐々町	2市1町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	2市3町
県南	島原市、雲仙市、南島原市	3市
五島	五島市	1市
上五島	新上五島町、小値賀町	2町
壱岐	壱岐市	1市
対馬	対馬市	1市

長崎県障害保健福祉圏域



6. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

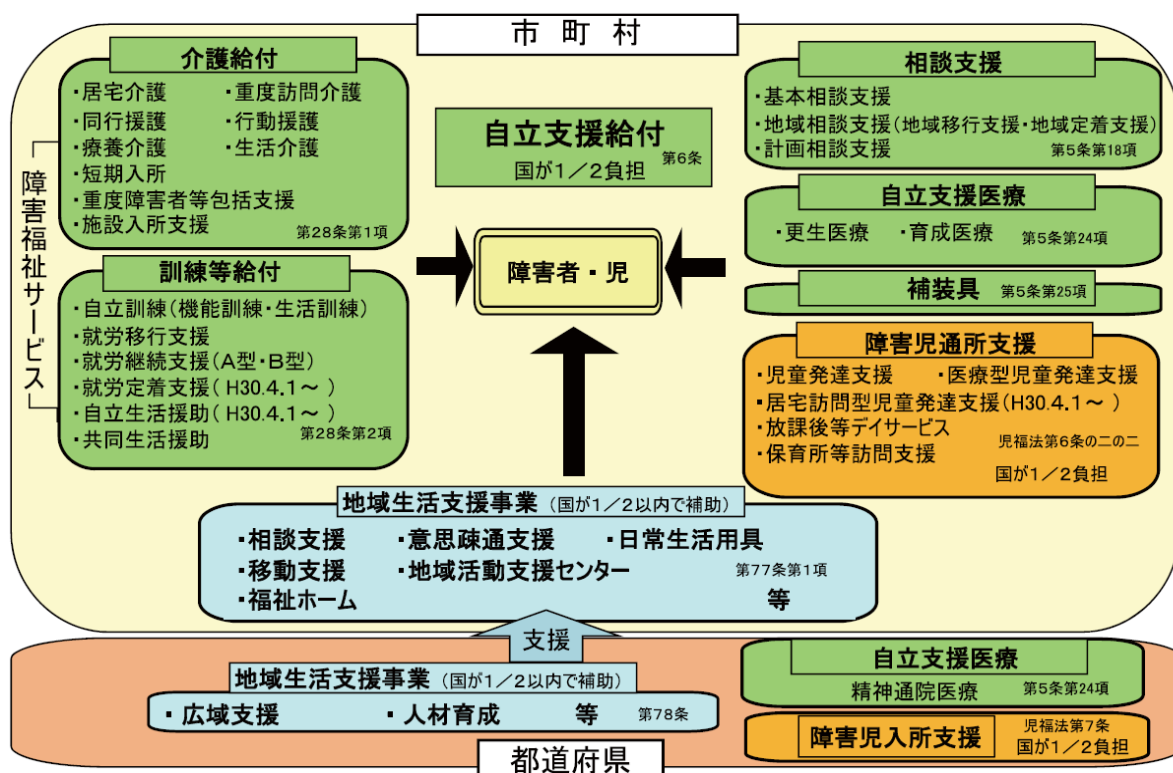
毎年、各サービス量や事業の進捗状況を把握し、内容や成果などについて、各事業実施部局による自己評価を行うとともに、その結果を「長崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を踏まえて事業の見直しを行うなど、計画の効果的な推進を図ります（PDCAサイクル）。

(2) 市及び町との連携

市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ります。

また、第 6 期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、各市及び町が行った実態調査の結果を踏まえ、各地域の自立支援協議会が顕在化した課題に対して解決を図っていけるよう支援していきます。なお、広域的な課題や専門的な課題については、県の自立支援協議会で検討します。

【参考】障害福祉サービス等の体系と種類



出典:令和2年度版障害者白書

1. 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために国や都道府県の財政援助のもとに地域の実状に応じて実施される「地域生活支援事業」とに大別されます。

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに大きく分かれています。このうち、介護給付と訓練等給付を総称して障害福祉サービスといいます。この障害福祉サービスは市町村が実施主体となり、一人ひとりの状況に応じて、個別に支給決定が行われるものです。

なお、障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画の作成が必要です。

○障害福祉サービスの種類

	サービス名	サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護 ※ (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護 ※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護 ※	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 ※	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 ※ (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

※については、障害児も利用できるサービスです。

○相談支援の種類

	サービス名	内容
計 画 相 談 支 援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地 域 相 談 支 援	地域移行支援	障害者支援施設を退所する障害者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、法律上必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村及び都道府県の判断により必要な事業を選択して実施する事業（任意事業）があります。

○市町村における必須事業

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター機能強化事業

○都道府県における必須事業

- ア 専門性の高い相談支援事業
- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- オ 広域的な支援事業

2. 児童福祉法によるサービス

児童福祉法によるサービスは、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」があります。障害児通所支援の実施主体は市町村、障害児入所支援の実施主体は都道府県となっています。

なお、障害福祉サービスのうち障害児が利用できるサービスもあります（10 ページ参照）。

市町村

	サービス名	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児に対して、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

都道府県

	サービス名	サービスの内容
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第2章 長崎県における障害児・者の現状

1. 障害児・者数

(1) 身体障害

① 障害種別

身体障害者手帳所持者は、令和2年3月31日現在72,859人で、平成29年から3,225人減少しています。

障害種別にみると、内部障害は増加している一方、視覚障害及び肢体不自由は減少しています。

障害種別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位：人)

	平成26年		平成29年		令和2年		指数		
		構成比		構成比		構成比	平成26年	平成29年	令和2年
総数	76,028	100.0%	76,084	100.0%	72,859	100.0%	100.0	100.1	95.8
視覚障害	6,020	7.9%	5,722	7.5%	5,325	7.3%	100.0	95.0	88.5
聴覚・平衡機能障害	7,885	10.4%	8,109	10.7%	7,867	10.8%	100.0	102.8	99.8
音声・言語機能障害	796	1.1%	840	1.1%	813	1.1%	100.0	105.5	102.1
肢体不自由	38,197	50.2%	37,199	48.9%	34,414	47.2%	100.0	97.4	90.1
内部障害	23,130	30.4%	24,214	31.8%	24,440	33.6%	100.0	104.7	105.7

※障害者数は各年3月31日現在

② 障害等級別

障害等級別に見ると、2級及び3級は減少傾向にあります。

障害等級別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位：人)

	平成26年		平成29年		令和2年		指数		
		構成比		構成比		構成比	平成26年	平成29年	令和2年
総数	76,028	100.0%	76,084	100.0%	72,859	100.0%	100.0	100.1	95.8
1級	21,514	28.3%	21,761	28.6%	21,312	29.2%	100.0	101.1	99.1
2級	11,408	15.0%	10,980	14.4%	10,338	14.2%	100.0	96.2	90.6
3級	14,211	18.7%	13,829	18.2%	12,948	17.8%	100.0	97.3	91.1
4級	17,958	23.6%	18,262	24.0%	17,441	23.9%	100.0	101.7	97.1
5級	5,259	6.9%	5,268	6.9%	4,862	6.7%	100.0	100.2	92.5
6級	5,678	7.5%	5,984	7.8%	5,958	8.2%	100.0	105.4	104.9

※障害者数は各年3月31日現在

③年齢階層別

年齢階層別に見ると、65歳以上は平成29年より1,112人減少しています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位：人)

	平成26年		平成29年		令和2年		指 数		
		構成比		構成比		構成比	平成26年	平成29年	令和2年
総 数	76,028	100.0%	76,084	100.0%	72,859	100.0%	100.0	100.1	95.8
6歳未満	243	0.3%	244	0.3%	222	0.3%	100.0	100.4	91.4
6～17歳	894	1.2%	874	1.1%	812	1.1%	100.0	97.8	90.8
18～64歳	20,402	26.8%	18,462	24.3%	16,433	22.6%	100.0	90.5	80.5
65歳以上	54,489	71.7%	56,504	74.3%	55,392	76.0%	100.0	103.7	101.7

※障害者数は各年3月31日現在

④障害種別・年齢階層別・障害種別

障害種別・障害等級別・年齢階層別 (令和2年3月31日)

(単位：人)

		合 計	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	
実 数	合 計	72,859	5,325	7,867	813	34,414	24,440	
	重 度	計	31,650	3,663	1,819	74	12,593	13,501
		6歳未満	145	2	13	1	89	40
		6～17歳	482	23	51	1	333	74
		18～64歳	8,330	787	568	24	4,184	2,767
		65歳以上	22,693	2,851	1,187	48	7,987	10,620
	中・ 軽 度	計	41,209	1,662	6,048	739	21,821	10,939
		6歳未満	77	0	29	1	17	30
		6～17歳	330	9	63	5	169	84
		18～64歳	8,103	347	608	264	4,888	1,996
65歳以上		32,699	1,306	5,348	469	16,747	8,829	
構 成 比	合 計	100.0%	7.3%	10.8%	1.1%	47.2%	33.6%	
	重 度	計	43.5%	5.0%	2.5%	0.1%	17.3%	18.6%
		6歳未満	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		6～17歳	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.1%
		18～64歳	11.4%	1.1%	0.8%	0.0%	5.7%	3.8%
		65歳以上	31.2%	3.9%	1.6%	0.1%	11.0%	14.6%
	中・ 軽 度	計	56.5%	2.3%	8.3%	1.0%	29.9%	15.0%
		6歳未満	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
		6～17歳	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%
		18～64歳	11.1%	0.5%	0.8%	0.4%	6.7%	2.7%
65歳以上		44.8%	1.8%	7.3%	0.6%	23.0%	12.1%	

※重度（1～2級）、中・軽度（3～6級）

(2) 知的障害

① 障害等級別

療育手帳所持者は令和2年3月31日現在15,739人で、平成29年より1,002人増加しています。障害等級別にみると、重度及び中・軽度ともに増加しています。

障害等級別療育手帳所持者数と構成割合

(単位：人)

	平成26年		平成29年		令和2年		指 数		
		構成比		構成比		構成比	平成26年	平成29年	令和2年
総 数	13,754	100.0%	14,737	100.0%	15,739	100.0%	100.0	107.1	114.4
重度計	5,884	42.8%	6,197	42.1%	6,560	41.7%	100.0	105.3	111.5
A	20	0.2%	19	0.2%	17	0.1%	100.0	95.0	85.0
A 1	3,251	23.6%	3,408	23.1%	3,649	23.2%	100.0	104.8	112.2
A 2	2,613	19.0%	2,770	18.8%	2,894	18.4%	100.0	106.0	110.8
中・軽度計	7,870	57.2%	8,540	57.9%	9,179	58.3%	100.0	108.5	116.6
B	11	0.1%	11	0.1%	7	0.0%	100.0	100.0	63.6
B 1	3,716	27.0%	3,882	26.3%	4,224	26.8%	100.0	104.5	113.7
B 2	4,143	30.1%	4,647	31.5%	4,948	31.5%	100.0	112.2	119.4

※障害者数は各年3月31日現在

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、ほとんどの階層で増加しています。

年齢階層別療育手帳所持者数と構成割合

(単位：人)

	平成26年		平成29年		令和2年		指 数		
		構成比		構成比		構成比	平成26年	平成29年	令和2年
総 数	13,754	100.0%	14,737	100.0%	15,739	100.0%	100.0	107.1	114.4
6歳未満	180	1.3%	209	1.4%	202	1.3%	100.0	116.1	112.2
6～17歳	2,051	14.9%	2,153	14.6%	2,302	14.6%	100.0	105.0	112.2
18～39歳	4,823	35.1%	5,209	35.4%	5,518	35.1%	100.0	108.0	114.4
40～64歳	5,264	38.3%	5,304	36.0%	5,482	34.8%	100.0	100.8	104.1
65歳以上	1,436	10.4%	1,862	12.6%	2,235	14.2%	100.0	129.7	155.6

※障害者数は各年3月31日現在

③ 障害等級別・年齢階層別

障害等級別・年齢階層別（令和2年3月31日）

(単位：人)

		計	重度計	A	A 1	A 2	中・軽度計	B	B 1	B 2
実 数	合 計	15,739	6,560	17	3,649	2,894	9,179	7	4,224	4,948
	6歳未満	202	110	0	39	71	92	0	45	47
	6～17歳	2,302	739	0	419	320	1,563	0	490	1,073
	18～39歳	5,518	2,127	1	1,315	811	3,391	0	1,253	2,138
	40～64歳	5,482	2,540	6	1,451	1,083	2,942	6	1,619	1,317
	65歳以上	2,235	1,044	10	425	609	1,191	1	817	373
構 成 比	合 計	100.0%	41.7%	0.1%	23.2%	18.4%	58.3%	0.0%	26.8%	31.5%
	6歳未満	1.3%	0.7%	0.0%	0.3%	0.4%	0.6%	0.0%	0.3%	0.3%
	6～17歳	14.6%	4.7%	0.0%	2.7%	2.0%	9.9%	0.0%	3.1%	6.8%
	18～39歳	35.1%	13.5%	0.0%	8.3%	5.2%	21.6%	0.0%	8.0%	13.6%
	40～64歳	34.8%	16.2%	0.0%	9.2%	7.0%	18.6%	0.0%	10.2%	8.4%
	65歳以上	14.2%	6.6%	0.1%	2.7%	3.8%	7.6%	0.0%	5.2%	2.4%

(3) 精神障害

○入院・通院者数

精神障害のある人は、医療機関の利用状況から見ると、令和元年6月末現在で精神科病院に入院している人が6,504人となっており、平成25年度の6,990人から486人(7.0%減)減少しています。

また、令和元年度では自立支援医療費(精神通院医療費)を受給し、通院している人は、20,308人となっており、平成25年度の16,919人から3,389人(20.0%増)増加しています。

精神病院入院患者数、自立支援医療費(精神通院医療費)受給者数

単位:人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神病院入院患者数	6,990	6,919	6,831	6,743	6,730	6,673	6,504
自立支援医療費(精神通院医療費)受給者数	16,919	17,665	18,051	18,641	18,739	20,165	20,308
計	23,909	24,584	24,882	25,384	25,469	26,838	26,812

※自立支援医療費(精神通院医療費)受給者数は、各年度3月31日現在
精神病院入院患者数は各年度6月30日現在

○精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年3月31日現在12,393人で、年々増加傾向にあります。

○精神障害者福祉手帳所持者数

単位:人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,166	1,176	1,217	1,309	1,140	1,104	1,094
2級	5,801	6,054	6,360	7,024	6,857	7,208	7,476
3級	2,069	2,237	2,476	2,919	2,984	3,428	3,823
計	9,036	9,467	10,053	11,252	10,981	11,740	12,393

(各年度3月31日現在)

精神科病床数の全国比較(令和元年6月30日現在)

(単位:床)

区分	病床数	病床数(人口万人対)
全国	327,369	25.8
長崎県	7,808	56.7

(4) 依存症

依存症とは、自分の意志や精神力では、その行動をコントロールできなくなる病気です。依存症の種類は、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症があります。

本県において、依存症(アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症)で医療機関を受診している者の数は、下記のとおりになります。

依存症の疾患についての認知度がまだ低く、専門の医療機関も少ないことなどから、実数の把握は困難な状況にあります。

種別 年度	アルコール依存症				薬物依存症				ギャンブル等依存症			
	H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29
入院診療をしている精神病床をもつ病院数	32	35	34	34	3	6	3	10	0-2	7	4	6-8
外来診療をしている医療機関数	76	80	76	78	17	16	16	20	6	10	6	11
重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定された精神病床を持つ病院数	5	5	5	6	/	-	/	/	/	/	/	/
依存症集団療法を外来で算定された医療機関数	/	/	/	/	-	-	0	0	/	/	/	/
精神病床での入院患者数	647	631	635	665	10	19	11	15	14	17	16	23
外来患者数(1回以上)	1,134	1,140	1,130	1,184	40	43	46	56	34	44	33	57
外来患者数(継続)	940	980	973	1,016	31	40	41	47	18	29	30	38
重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定された患者数	246	242	189	242	/	/	/	/	/	/	/	/
依存症集団療法を受けた外来患者数	/	/	/	/	-	-	0-9	0-9	/	/	/	/

出典:「国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神医療政策研究部 精神保健福祉資料」

データ:NDB(ナショナルデータベース)統計開始:H26年度から

※1 各年度においてギャンブル等依存症の入院診療をしている長崎県内精神科病院への入院患者数

※2 各年度においてギャンブル等依存症の外来診療をしている長崎県内医療機関に1年間に1回以上受診した患者数

※3 幅のある数値の場合、その中央の値から10万人あたりの値を算出

(5) 発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。障害の種類別では、精神障害に分類されます。

本県においては、発達障害児を早期発見し、療育指導につなげるため、乳幼児健診における発達障害についての健診を行っておりますが、対象が乳幼児期に限られていることもあり、障害児者の実数等の把握が困難な状況にあります。

なお、平成27年に長崎県教育委員会が行った「通常の学級に在籍する発達障害があるとされる子どもに関する実態調査」によると、担任等が文部科学省のチェックリスト等に該当するとした発達障害と思われる子どもの割合は、7.6%であったという結果が出ています。

この結果は平成24年に文部科学省が行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の6.5%より高い割合となっていますが、一概に発達障害等があると思われる子どもが増加したとは断定できず、教員の発達障害に対する理解が高まったことが要因として考えられます。

(6) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、一般に、交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を指すものとされています。

高次脳機能障害者については、普及啓発等の成果により徐々に認知度が高まっています。しかし、受傷から時間が経過してこの障害が明らかになる等の特徴から、実数の把握は困難な状況にあります。

(7) 難病等

平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等が追加されました。難病等とは、障害者総合支援法において「治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。平成25年4月1日時点では、対象疾患が130疾患でしたが、平成27年1月からは151疾患に、さらに平成27年7月からは322疾患に、平成29年4月からは358疾患に、令和元年7月からは361疾患に拡大されました。

なお、障害者総合支援法の対象となる難病等患者の実人数の把握は困難な状況ですが、難病のうち国と県による医療費助成の対象となる333疾患(指定難病)の医療受給者証の認定者数は、令和2年3月31日現在、12,450人です。

疾患別にみると、パーキンソン病の患者数が最も多く1,683人、次いで潰瘍性大腸炎1,268人、全身性エリテマトーデス921人となっています。

2. サービス提供等の現状

(1) 障害福祉サービス等の利用状況

区分	サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系サービス (時間分)	居宅介護	47,824	48,657	50,796
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
日中活動系 サービス(日分)	生活介護	85,043	87,125	88,280
	自立訓練(機能訓練)	136	149	161

区分	サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中活動系 サービス(日分)	自立訓練(生活訓練)	3,944	3,871	3,247
	就労移行支援	4,199	3,727	3,787
	就労継続支援(A型)	18,708	18,748	18,817
	就労継続支援(B型)	91,448	95,190	96,397
	就労定着支援	41	69	60
	短期入所	4,598	4,389	3,995
居住系サービス (人分)	共同生活援助	2,712	2,808	2,818
	自立生活援助	33	34	26
入所系サービス (人分)	施設入所支援	2,359	2,332	2,316
	療養介護	510	515	513
その他サービス (人分)	計画相談支援	3,082	3,383	2,898
	地域相談支援 (地域移行支援)	6	5	4
	地域相談支援 (地域定着支援)	18	20	19

※1月あたりの実績数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※人分は実人員。

※平成30年度、令和元年度は各年度末実績分、令和2年度は7月実績分。

(2) 障害児支援等の利用状況

区分	サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所系サービス (日分)	児童発達支援	7,619	8,025	7,656
	放課後等デイサービス	36,035	39,608	44,982
	居宅訪問型 児童発達支援	0	0	5
	保育所等訪問支援	122	84	214
入所系サービス (人分)	障害児入所支援	80	76	73
	医療型障害児入所支援	38	40	36
その他サービス (人分)	障害児相談支援	931	989	1,359

※1月あたりの実績数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※人分は実人員。

※平成30年度、令和元年度は各年度末実績分、令和2年度は7月実績分。

3. 障害保健福祉圏域ごとの現状

(1) 長崎圏域

【構成市及び町】長崎市

【人口】 406,313人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 31,885人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 22,854人
- ・療育手帳所持者数 4,375人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 4,656人

○圏域の福祉資源

- ・ 県庁所在市であり、人口、障害者数、事業所数が最も多い地域で、各サービスにおいて利用者のニーズを概ね満たしていますが、グループホームが不足しています。また、重症心身障害児・者が利用できる事業所が少ないため、ニーズに沿った拡充が必要です。
- ・ 一般就労に向け就労移行支援に力を入れていくとともに、福祉的就労の充実に向け工賃向上の取組を推進しています。また、小児の発達障害等の診察可能な医療機関が不足しており、早期発見・療育の一環として、乳幼児健診からスムーズに障害福祉サービス等の利用につなげるための体制の整備が求められています。
- ・ 障害児通所支援事業について、特に放課後等デイサービス事業所が増えています。サービスの質の低下につながらないよう、指導体制などを強化していく必要があります。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	87	1,016	20,157	1,107	21,763
	重度訪問介護	87				
	同行援護	48				
	行動援護	8				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活	生活介護	33	1,249	21,731	1,381	23,477
	自立訓練(機能訓練)	1	16	65	16	65
	自立訓練(生活訓練)	4	37	673	37	673

動	就労移行支援	12	55	1,071	58	1,102
	就労継続支援(A型)	12	256	5,254	300	6,000
	就労継続支援(B型)	44	1,224	21,018	1,345	22,865
	就労定着支援	5	28	-	43	-
	短期入所(福祉型)	27	131	868	173	1,384
	短期入所(医療型)		14	69	29	145
居住	共同生活援助	38	547	-	574	-
	自立生活援助	2	1	-	4	-
入所	施設入所支援	9	602	-	587	-
	療養介護	1	143	-	143	-
相談支援	計画相談支援	49	902	-	1,071	-
	地域移行支援	12	2	-	5	-
	地域定着支援	12	10	-	13	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	70	334	2,251	399	2,793
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		1,280	13,426	1,439	17,268
	保育所等訪問支援	21	30	63	30	63
	居宅訪問型児童発達支援	2	1	5	1	5
相談	障害児相談支援	36	376	-	490	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(2) 西彼圏域

【構成市及び町】西海市、長与町、時津町

【人口】 96,911人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 6,229人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 4,580人
- ・療育手帳所持者数 1,011人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 638人

○圏域の福祉資源

- ・ 長崎市近郊のため、圏域内には長崎市内の事業所を利用されている方が多くいます。また、西海市北部では佐世保市内の事業所を利用されている方もいます。今後は利用者の方のニーズに合わせ、住み慣れた身近な圏域内でサービス利用できる環境の整備が求められています。
- ・ 特に、グループホーム、短期入所事業所、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用可能な通所事業所が不足しています。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	18	125	2,822	137	3,355
	重度訪問介護	16				
	同行援護	9				
	行動援護	1				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	7	251	4,964	270	5,399
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	3	16
	自立訓練(生活訓練)	1	16	308	19	387
	就労移行支援	3	3	60	8	151
	就労継続支援(A型)	4	68	1,407	101	2,060
	就労継続支援(B型)	16	343	6,275	369	6,772
	就労定着支援	0	1	-	5	-

	短期入所(福祉型)	4	21	107	30	163
	短期入所(医療型)		4	23	7	37
居住	共同生活援助	9	153	-	163	-
	自立生活援助	1	4	-	7	-
入所	施設入所支援	3	144	-	141	-
	療養介護	0	23	-	25	-
相談支援	計画相談支援	9	133	-	180	-
	地域移行支援	2	0	-	3	-
	地域定着支援	2	0	-	3	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	16	134	1,028	156	1,185
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		299	3,351	384	4,528
	保育所等訪問支援	1	30	32	36	43
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	2	20
相談	障害児相談支援	5	228	-	262	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(3) 佐世保圏域

【構成市及び町】佐世保市

【人口】 243,808人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 18,490人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 13,383人
- ・療育手帳所持者数 2,855人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,252人

○圏域の福祉資源

- ・ 佐世保市は平成28年4月から中核市となり、圏域としては県央圏域に次いで3番目に人口、障害者の数が多い圏域です。
- ・ 各サービス事業所が充足している圏域であり、数としては利用者のニーズを満たしてきています。一方で、障害児の入所施設が不足しており、福祉型短期入所施設の拡充が必要です。
- ・ 重心児・医療的ケア児のレスパイト(医療型短期入所)が不足しています。土日に受入ができるレスパイト先の確保が必要です。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	24	232	4,443	213	4,257
	重度訪問介護	23				
	同行援護	8				
	行動援護	2				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	31	917	4,443	908	16,790
	自立訓練(機能訓練)	0	1	21	1	21
	自立訓練(生活訓練)	7	24	493	29	587
	就労移行支援	11	35	663	35	630
	就労継続支援(A型)	13	162	3,509	142	2,980
	就労継続支援(B型)	61	1,054	20,543	1,511	28,865
	就労定着支援	1	0	-	2	-

	短期入所(福祉型)	14	56	357	73	303
	短期入所(医療型)		4	17	21	55
居住	共同生活援助	43	516	-	572	-
	自立生活援助	0	0	-	1	-
入所	施設入所支援	7	404	-	380	-
	療養介護	0	89	-	89	-
相談支援	計画相談支援	25	552	-	714	-
	地域移行支援	7	0	-	2	-
	地域定着支援	4	0	-	1	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	42	209	1,389	459	2,526
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		845	8,768	1,379	15,164
	保育所等訪問支援	6	17	25	13	17
	居宅訪問型児童発達支援	2	0	0	1	1
相談	障害児相談支援	22	192	-	303	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(4) 県北圏域

【構成市及び町】平戸市、松浦市、佐々町

【人口】 64,313人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 5,877人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 4,451人
- ・療育手帳所持者数 895人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 531人

○圏域の福祉資源

- ・全体的に障害福祉施設が少なく、佐世保市内のサービス事業所を利用する方が多くいます。県北圏域全体において、就労継続支援A型事業所、グループホーム、生活介護、就移行支援事業所、短期入所サービスが不足しています。
- ・児童の通所支援事業所や就労継続支援B型事業所が増えてきています。
- ・障害児の保育所等での受入が良い傾向にあります。引き続き保育所訪問支援等に力を入れ、保育所での障害児への支援体制の充実を図っていく必要があります。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	13	62	796	76	1,007
	重度訪問介護	12				
	同行援護	7				
	行動援護	0				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	5	260	5,307	265	5,241
	自立訓練(機能訓練)	0	1	14	2	24
	自立訓練(生活訓練)	0	1	24	2	34
	就労移行支援	0	2	38	8	142
	就労継続支援(A型)	1	40	823	47	963
	就労継続支援(B型)	23	422	8,309	456	9,217
	就労定着支援	0	0	-	3	-

	短期入所(福祉型)	4	10	95	12	140
	短期入所(医療型)		1	14	4	47
居住	共同生活援助	7	215	-	236	-
	自立生活援助	0	0	-	4	-
入所	施設入所支援	2	182	-	179	-
	療養介護	0	32	-	32	-
相談支援	計画相談支援	10	169	-	216	-
	地域移行支援	0	0	-	7	-
	地域定着支援	0	1	-	5	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	11	35	165	38	176
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		128	1,639	160	2,174
	保育所等訪問支援	1	0	0	8	16
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	5
相談	障害児相談支援	8	27	-	34	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(5) 県央圏域

【構成市及び町】諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

【人口】 264,829人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 17,737人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 12,396人
- ・療育手帳所持者数 3,170人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,171人

○圏域の福祉資源

- ・各サービスの事業所数が非常に増えてきており、数としては概ね充足してきていますが、グループホーム及び就労継続支援 A 型事業所が少ないという意見もあります。また、サービス事業所は2市内に集中しており、東彼3町においては特に就労継続支援 A 型事業所、就労移行支援事業所及び児童の通所サービスが不足しています。
- ・専門性の高い医療機関が複数あり、また県内にある医療型障害児施設・療養介護事業所5箇所のうち4箇所がこの圏域にあり、医療的ケアを要する障害児・者に対するサービスも他の圏域に比べ整っています。しかし、医療的ケアを要する障害児・者に対するサービス事業所については2市内に限られるため、サービス利用時の送迎体制の充実が必要との意見があります。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	54	520	16,142	523	17,549
	重度訪問介護	49				
	同行援護	18				
	行動援護	7				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	47	828	16,350	960	19,472
	自立訓練(機能訓練)	0	2	38	7	29
	自立訓練(生活訓練)	6	36	728	46	856
	就労移行支援	16	69	1,273	78	1,467
	就労継続支援(A型)	19	188	3,941	212	4,362

	就労継続支援(B型)	63	1,039	19,370	1,234	21,642
	就労定着支援	4	22	-	31	-
	短期入所(福祉型)	35	192	1,422	320	2,023
	短期入所(医療型)		27	192232	30	176
居住	共同生活援助	31	540	-	632	-
	自立生活援助	2	13	-	13	-
入所	施設入所支援	11	356	-	350	-
	療養介護	4	106	-	115	-
相談支援	計画相談支援	25	462	-	719	-
	地域移行支援	5	0	-	8	-
	地域定着支援	5	6	-	13	-

※1月あたりの実績(見込み)数。平成29年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	78	256	2,125	319	2,512
	医療型児童発達支援		0	0	1	5
	放課後等デイサービス		931	11,499	1,495	20,010
	保育所等訪問支援	16	66	74	82	90
	居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	2	10
相談	障害児相談支援	22	278	-	371	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(6) 県南圏域

【構成市及び町】島原市、雲仙市、南島原市

【人口】 126,340人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 10,256人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 7,596人
- ・療育手帳所持者数 1,700人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 960人

○圏域の福祉資源

- ・人口規模に対し、グループホームの整備が進んでいる地域です。
- ・圏域内にある特別支援学校においては、在学時から障害福祉サービスについての説明を行い、卒業後の適切な進路に結びつける取組が実施されています。
- ・障害児福祉サービスの利用者増加に伴い、通所サービス(主に放課後等デイサービス)が不足しているため、障害児の支援体制の充実を図っていく必要があります。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	13	190	2,262	210	2,423
	重度訪問介護	13				
	同行援護	2				
	行動援護	4				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	32	643	12,951	672	12,911
	自立訓練(機能訓練)	0	1	23	2	29
	自立訓練(生活訓練)	3	10	236	9	204
	就労移行支援	5	12	241	24	351
	就労継続支援(A型)	15	153	3,300	169	3,529
	就労継続支援(B型)	36	508	10,296	606	11,427
	就労定着支援	2	7	-	8	-
	短期入所(福祉型)	17	71	558	95	685
	短期入所(医療型)		9	57	17	70

居住	共同生活援助	37	504	-	531	-
	自立生活援助	1	8	-	19	-
入所	施設入所支援	9	268	-	269	-
	療養介護	0	73	-	74	-
相談支援	計画相談支援	19	325	-	327	-
	地域移行支援	10	0	-	5	-
	地域定着支援	10	0	-	4	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	21	65	25 5	99	303
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		315	4,822	589	6,629
	保育所等訪問支援	3	8	8	9	9
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	4
相談	障害児相談支援	18	160	-	170	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(7) 五島圏域

【構成市及び町】五島市

【人口】 34,563人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 3,338人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 2,289人
- ・療育手帳所持者数 582人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 467人

○圏域の福祉資源

- ・ 本県の離島部では最も人口も多く、障害者数も最も多い圏域です。
- ・ 他の離島部に比べ、全体的に事業所数は充実してきていますが、医療的ケア児・者に対する短期入所サービス事業所がなく、個々のニーズを拾い上げられるサービス提供体制構築が望まれます。
- ・ サービス提供体制が圏域内で完結するため、事業所間の連携が取りやすいというメリットがあります。また、精神障害者への地域移行についても、行政と医療機関及び相談支援事業所が連携した取組が進められている圏域です。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	8	118	1,415	119	1,442
	重度訪問介護	8				
	同行援護	2				
	行動援護	0				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	5	188	3,648	188	3,648
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	5	150	6	180
	就労移行支援	1	8	126	8	126
	就労継続支援(A型)	1	11	220	11	220
	就労継続支援(B型)	13	219	4,277	222	4,281

	就労定着支援	0	0	-	0	-
	短期入所(福祉型)	5	8	56	9	63
	短期入所(医療型)		1	2	1	4
居住	共同生活援助	10	151	-	161	-
	自立生活援助	0	0	-	0	-
入所	施設入所支援	1	107	-	104	-
	療養介護	0	18	-	18	-
相談支援	計画相談支援	6	106	-	121	-
	地域移行支援	1	1	-	1	-
	地域定着支援	1	1	-	1	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	4	54	135	56	140
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		63	599	59	561
	保育所等訪問支援	1	6	12	8	16
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
相談	障害児相談支援	6	28	-	29	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(8)上五島圏域

【構成市及び町】新上五島町、小値賀町

【人口】 19,868人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 2,023人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 1,409人
- ・療育手帳所持者数 411人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 203人

○圏域の福祉資源

- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所がないため、今後、島内の就労継続支援B型事業所等と協議を行い、就労移行支援事業あるいは障害者就業・生活支援センターの設置についての取組が必要です。
- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に取組み、障害のある人のニーズに応じた適切なサービスへ繋ぐことができるような相談支援体制を整備していくことが求められます。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	6	59	489	56	370
	重度訪問介護	6				
	同行援護	0				
	行動援護	0				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	2	140	2,956	140	3,113
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	1	22
	自立訓練(生活訓練)	0	4	101	4	161
	就労移行支援	1	16	251	11	213
	就労継続支援(A型)	1	9	181	10	220
	就労継続支援(B型)	3	75	1,602	77	1,645
	就労定着支援	0	7	-	1	-
	短期入所(福祉型)	2	7	93	8	104

	短期入所(医療型)		0	0	0	0
居住	共同生活援助	3	77	-	86	-
	自立生活援助	0	0	-	1	-
入所	施設入所支援	1	105	-	99	-
	療養介護	0	4	-	4	-
相談支援	計画相談支援	3	56	-	58	-
	地域移行支援	1	0	-	1	-
	地域定着支援	1	0	-	1	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	5	19	56	20	60
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		24	223	30	247
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	
相談	障害児相談支援	3	19	-	25	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(9) 壱岐圏域

【構成市及び町】壱岐市

【人口】 25,056人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 2,222人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 1,622人
- ・療育手帳所持者数 381人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 219人

○圏域の福祉資源

- ・平成29年4月に島内に障害者支援施設が新規開設されました。今後、島外の施設や事業所を利用している障害のある人が希望すれば島内に戻ることができるよう、生活介護サービス等の日中活動系サービスの整備も併せて進めていくことが必要です。
- ・圏域には障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所がなく、一般就労への移行に向けた体制の整備に特に力を注ぐ必要があります。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	7	49	1,444	48	1,536
	重度訪問介護	7				
	同行援護	5				
	行動援護	0				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	1	83	1,941	77	1,694
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	1	10
	自立訓練(生活訓練)	1	23	501	29	636
	就労移行支援	0	0	0	1	23
	就労継続支援(A型)	0	4	94	8	184
	就労継続支援(B型)	4	112	2,235	121	2,662
	就労定着支援	0	2	-	2	-
	短期入所(福祉型)	3	4	36	4	46
	短期入所(医療型)		0	0	1	10

居住	共同生活援助	2	52	-	69	-
	自立生活援助	0	0	-	1	-
入所	施設入所支援	1	83	-	76	-
	療養介護	0	11	-	12	-
相談支援	計画相談支援	3	48	-	56	-
	地域移行支援	1	0	-	1	-
	地域定着支援	1	0	-	1	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	2	14	41	16	48
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		22	347	25	358
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	
相談	障害児相談支援	3	37	-	9	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(10) 対馬圏域

【構成市及び町】対馬市

【人口】 28,659人(令和2年10月1日現在)

【障害者数】 2,934人(令和2年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 2,279人
- ・療育手帳所持者数 359人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 296人

○圏域の福祉資源

- ・ 島内には入所施設が1箇所ありますが、地域移行の受け皿となるグループホームも1箇所しかなく、地域移行に課題を抱えています。また、多くの障害のある人が島外の施設や事業所を利用せざるを得ない状況です。
- ・ 今後、島外の施設や事業所を利用している方が希望すれば島内に戻ることができるよう、グループホーム及び日中活動系サービスの整備をより一層進めていくことが必要です。

○サービスの見込量

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
訪問	居宅介護	5	88	826	92	920
	重度訪問介護	5				
	同行援護	1				
	行動援護	0				
	重度障害者等包括支援	0				

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
日中活動	生活介護	1	71	1,543	72	1,512
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	1	20
	自立訓練(生活訓練)	0	2	33	2	60
	就労移行支援	0	3	64	6	120
	就労継続支援(A型)	0	4	88	6	132
	就労継続支援(B型)	4	123	2,472	128	2,560
	就労定着支援	0	0	-	3	-
	短期入所(福祉型)	3	1	29	3	36
	短期入所(医療型)		0	0	0	0

居住	共同生活援助	1	63	-	79	-
	自立生活援助	0	0	-	0	-
入所	施設入所支援	1	65	-	66	-
	療養介護	0	14	-	14	-
相談支援	計画相談支援	4	145	-	190	-
	地域移行支援	0	1	-	1	-
	地域定着支援	0	1	-	1	-

※1月あたりの実績(見込み)数。令和2年度は、7月実績分。(下表も同様)

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和2年度)		見込量(令和5年度)	
			利用者数	実績	利用者数	見込量
通所支援	児童発達支援	3	19	211	27	270
	医療型児童発達支援		0	0	0	0
	放課後等デイサービス		19	308	22	330
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	
相談	障害児相談支援	3	14	-	18	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

第3章 重点的に取り組む施策

1. 成果目標と目標達成のための方策

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【現状と課題】

- 令和元年度末時点における地域生活移行者数は、503人であり、第5期目標値(674人)の達成率は74.6%となっています。
- 令和元年度末時点における施設入所者数は、2,331人であり、第5期目標値(2,362人)の達成率は164.5%となっています。
- 施設入所者数が減少した要因の一つには、地域移行の受け皿となるグループホームが年々増加してきたことなどが考えられますが、グループホームの新設について、世話人の不足等の課題が見受けられます。また、福祉施設入所者の重度化や高齢化によりグループホームでの対応が困難な入所者も認められ、重度化、高齢化した障害者であっても入居できるような日中サービス支援型グループホームによる常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の整備が必要です。

(参考) グループホームの箇所数及び定員数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
箇所数	159箇所	166箇所	173箇所	177箇所
定員数	2,705人	3,165人	3,483人	3,663人

(毎年度4月1日時点)

- 地域生活への移行を円滑に進めるためには、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等の充実、地域での暮らしをサポートするための訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、各種ニーズに対応するための相談支援体制の構築などが求められます。

【成果目標】

- ① 令和5年度までの地域生活移行者数は、国の基本指針に基づき、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することとします。

入所者数		地域生活移行実績	目標値
平成 17 年度末時点 (第 1 期計画)	令和元年度末時点	平成 18~ 令和元年度末	第 6 期目標値 (令和 5 年度末)
2,998 人	2,331 人	503 人	643 人 (平成 18~令和 5 年度末の通算)

- ② 令和 5 年度末時点における福祉施設入所者は、国の基本指針に基づき、令和元年度末時点から 1.6%以上削減することとします。

入所者数		目標値
平成 17 年度末時点 (第 1 期計画)	令和元年度末時点	第 6 期目標値 (令和 5 年度末)
2,998 人	2,331 人	2,293 人

【目標達成のための方策】

- 地域移行の受け皿となるグループホームの整備について、公営住宅の活用等や、重度の障害がある人を対象としたグループホームについては社会福祉整備費補助金による整備費の助成を検討していきます。また、グループホームの整備にあたり地域住民の方の理解が得られるよう、日頃から障害者差別禁止法等の PR を積極的に進めていきます。
- 強度行動障害支援者養成研修を実施し介護職員のスキルアップを図り、行動障害を有する利用者についてもグループホーム等での受入体制を整えていきます。
- 地域での暮らしをサポートする訪問系サービスを確保するために同行援護従業者養成研修やたんの吸引等に係る研修を、相談支援体制を確保するために相談支援従事者研修を実施し、介護職員の人材育成を行います。併せて、事業者に対する指導や研修により提供されるサービスの質の確保に努めます。
- 在宅で重症心身障害児者を介護されている方の一時休息(レスパイト)を担うことのできる医療型短期入所施設を増やすことで、介護者の精神的、身体的負担の軽減を図ります。
- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行う自立生活援助について、サービスの普及、活用に向けた働きかけを行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

- 長崎県の精神科病院入院患者数は、平成 26 年度が 6,919 人、平成 30 年度が 6,673 人と年々減少しています。
- 入院患者の状況は、入院形態別では、任意入院者が約 8 割を占めており、年齢構成別では、65 歳以上の患者が約 6 割を占めています。在院期間別では、約 7 割が 1 年以上の長期入院となっており、長期入院の高齢者が多く、退院し地域で生活するためには、医療、保健、福祉等関係機関の連携が必要です。
- 自立支援医療（精神通院）受給者は、平成 26 年度が 17,665 人、平成 28 年度が、18,641 人、平成 30 年度が 20,615 人と増加傾向にあり、地域で安心して継続した治療が受けられるような体制づくりが必要です。

【成果目標】

- 目標値の設定については、国の基本方針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、精神保健・医療・福祉関係者による協議の場を県、各圏域、市町に設置することを目標とします。

		令和元年度末 (基準値)	第 6 期目標値 (令和 5 年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場	県	1	1
	圏域	8	10
	市町	11	21

- 1 年以上の入院患者数について、令和元年度の入院者数 4,248 人のうち、1,117 人の地域移行を図り、令和 5 年度末に 3,131 人への減少を目標とします。
- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数については、316 日以上を目標とします。
- 精神病床における退院率については、入院後 3 ヶ月時点 69%、6 ヶ月時点 86%、12 ヶ月時点 92%を目標とします。

項目	令和元年度 (基準値)	第6期目標値	
① 平均生活日数の上昇	—	316日	
② 1年以上入院患者数の減少(※1)	4,248人	3,131人	
③ 退院率(※2)	3ヶ月	59%	69%
	6ヶ月	82%	86%
	12ヶ月	89%	92%

※1 厚生労働省資料

※2 精神保健福祉資料(厚労省令和元年度)からの報告より、6月1か月間に新たに入院した患者のうち、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月時点において退院している者の割合

【目標達成のための方策】

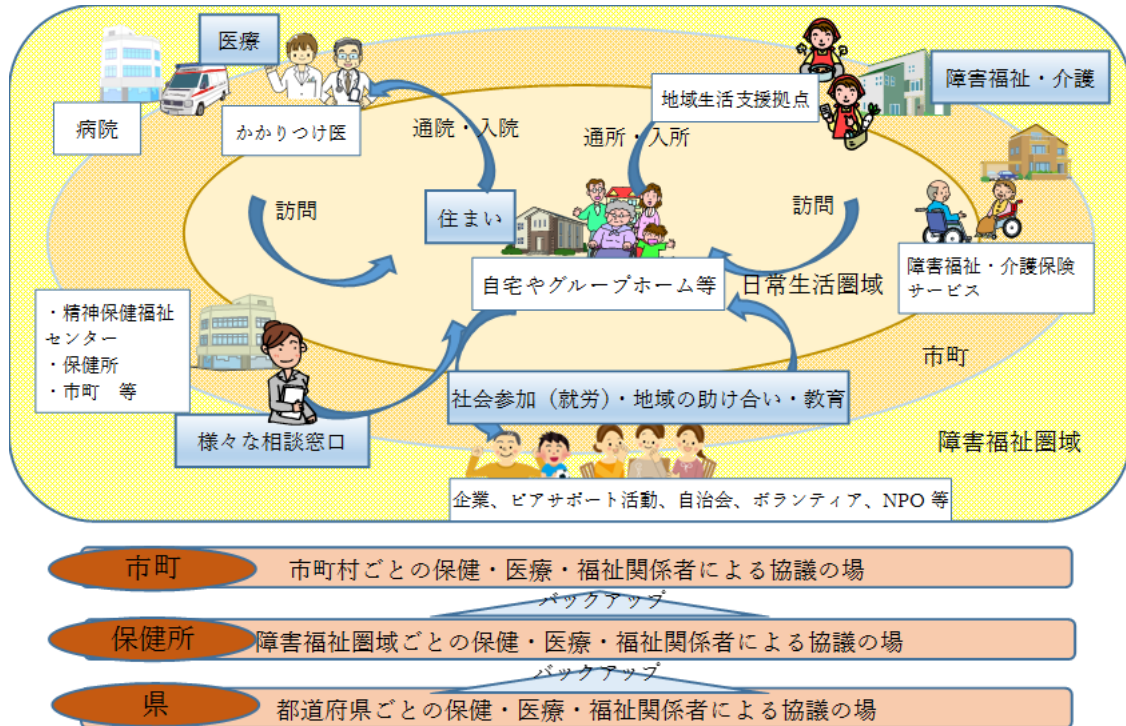
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくりを行うため、県全体及び各障害保健福祉圏域内の医療、保健、福祉関係者が、地域移行・地域定着に向けた取組等を協議する場を設置します。
- 保健所は、市町が行う自立支援協議会へ参加する等、市町と協働しながら連携強化を図ります。
- 長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、医療、保健、福祉関係者を対象とした研修会開催等により人材育成を図ります。
- 長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、当事者同士が支え合うピア活動を支援するために、保健所と協働してピアサポーターの養成、活用などを行います。

○成果目標達成のための取組(活動指標)

項目	令和2年度 (基準値)	第6期目標値
精神障害者における地域移行支援の利用者数	5	23
精神障害者における地域定着支援の利用者数	8	22
精神障害者における地域共同生活援助の利用者数	752	852
精神障害者における自立生活援助の利用者数	11	26

※令和2年は令和2年7月実績

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図



(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

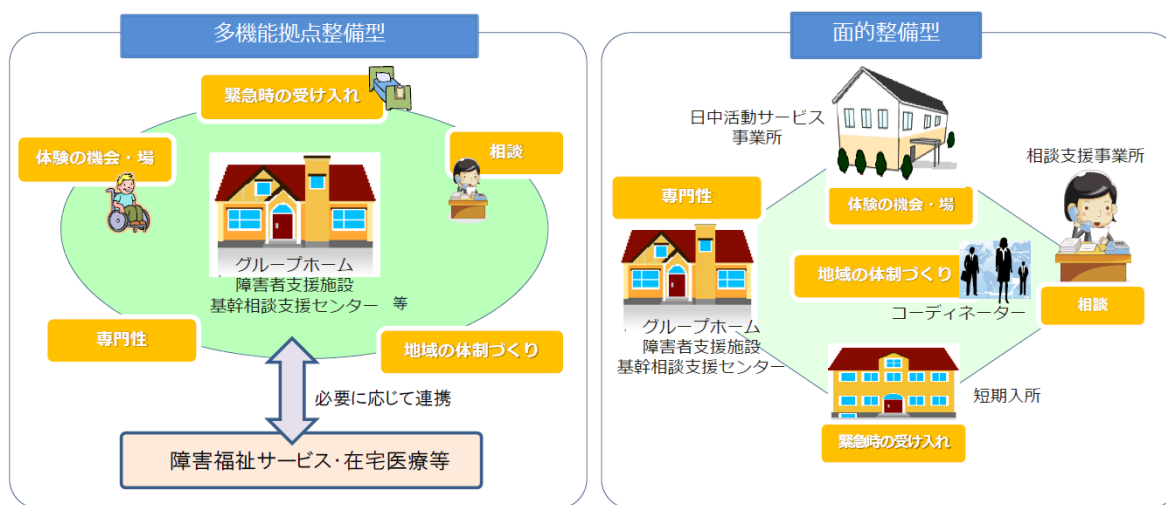
【現状と課題】

○地域生活支援拠点等とは障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のために以下の機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。地域生活支援拠点は地域の中でさまざまな支援機能を併せ持った拠点であり、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供していくことが期待されています。

地域生活支援拠点等に求められる機能

- *相談（地域移行、親元からの自立等）
- *体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- *緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- *専門性（人材の確保・養成、連携等）
- *地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点等の整備イメージ図



○地域生活支援拠点等の整備については、各機能を集約した中心的な拠点を整備する「多機能拠点整備型」と各機能を持つ機関の連携を強化して整備する「面的整備型」が国から示されていますが、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各自治体の個別の状況に応じた体制で整備をするものとしています。

○令和2年10月1日時点で1市1圏域において整備が図られたところであり、未設置の自治体においても各市町の自立支援協議会を中心に検討を進めているところです。多くの自治体で令和2年度中の設置を目指しており、各サービス事業所に対しアンケート調査を実施するなど、具体的に協議を進めているところです。

- 全国の自治体においても、平成31年4月1日時点で整備済みの市町村は332(うち、圏域整備42圏域、188市町村)となっており、多くの自治体で令和2年度中の設置を目指しているところです。

【成果目標】

- 各市町又は各圏域に1箇所以上整備を図るとともに、運用状況の検証、検討を実施します。

【目標達成のための方策】

- 国の動向を注視し、示された指針や基準等を県内の市町に情報提供を行なうとともに、各市町が開催する自立支援協議会にて地域生活支援拠点等の整備について議論・検討を進めていくよう促していきます。また、先進的な取組や好事例を他の市町及び圏域に紹介することで、県内全体の整備を促進していきます。
- 地域生活支援拠点等の整備に必要な機能を備えた社会福祉施設等について、社会福祉施設等施設整備費補助金等をもって優先的に整備が進むよう配慮していきます。
- 障害のある方が高齢となっても、住み慣れた地域の同一の事業所で引続きサービスを受けられるよう、引き続き「共生型サービス」の周知を図り、当該サービスを開始する事業者の参入を促します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

- 本県の障害者雇用の状況は、法定雇用率の引き上げや障害者雇用についての理解と関心の高まり等により、近年、増加傾向となっています。
- 福祉施設から一般就労した障害者においても、平成19年度以来、一定の増加傾向にあり、令和元年度の実績は193名、そのうち、就労移行支援事業所からの一般就労は67名、就労継続支援A型からの一般就労は39名、就労継続支援B型からの一般就労は74名となっております。
- 就労移行支援事業所は、原則最長2年間の訓練を通じて一般就労への移行を目指す事業所であり、令和元年度末の定員336名(休止中事業所除く)のうち約半数がその年度の訓練終了予定者とする、上記実績の67名は約4割に留まっており、この移行率を向上させる必要があります。

○令和元年度中に就労移行支援事業所等から一般就労した障害者について、1年以上の定着率が非常に低い状況にあることから、一般就労後の生活面でのサポートや相談体制の整備を通じて定着率を向上させる必要があります。

○障害者の就業面と生活面について一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、現在6箇所に設置し、障害者の職業生活における自立に向けた支援を行っていますが、未設置の2圏域(壱岐、上五島)についても設置に向けた協議等を行っていく必要があります。

【成果目標】

○令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とします。

○令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.3倍以上とします。

○令和5年度中に就労継続支援A型事業所を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.26倍以上とします。

○令和5年度中に就労継続支援B型事業所を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.23倍以上とします。

○令和5年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数の70%以上とし、さらに、就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所を全体の80%以上とすることを目指します。

項目	第5期目標値 (令和2年度末)	基準値	第6期目標値 (令和5年度末)
① 福祉施設からの 一般就労移行者数	230人	令和元年度の一般 就労への移行実績	282人
		193人	
② 就労移行支援事業 からの一般就労移 行者数	—	令和元年度の一般 就労移行者数	87人
		67人	
③ 就労継続支援A型 事業所からの一般 就労移行者数	—	令和元年度の一般 就労移行者数	49人
		39人	

④ 就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数	—	令和元年度の一般就労移行者数	91人
		74人	
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	—	令和元年度における就労定着支援事業の利用者数	193人
		61人	
⑥ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	—	令和元年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%
		58%	

【目標達成のための方策】

- 障害保健福祉施策と労働施策の双方から、県と国の労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター等と引き続き連携して、次に掲げる事項（活動指標）について、令和5年度の数値目標を設定して取り組みます。
- 具体的には、就労支援に関して支援員等の資質向上等を目的としたセミナー等を実施するとともに、福祉保健、産業労働、教育の関係機関等との障害者雇用連絡協議会、特別支援学校高等部進路指導主事連絡会議などを通じて、連携体制を強化することで積極的に障害者雇用支援に取り組みます。
- 大学（短期大学、大学院、高等専門学校を含む）在学中の学生について、在学中の就労移行支援事業の利用について必要に応じて適切に取り組むよう、関係機関と連携し周知を図ります。
- 直ちに一般就労に移行することが困難な場合においても、地域において自立した生活を実現するため、各種研修会の開催や官公需に係る受注機会の拡大等、就労継続支援事業所における工賃等の向上に向けた支援に取り組みます。
- 併せて、就労継続支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や第6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供やマッチング等を行うことで、就労継続支援事業所における工賃の向上を図るとともに、農業分野での就労を支援します。
- 高齢障害者の社会参加や就労ニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、他のサービスや事業につなぐことができる体制の構築を進めます。
- 障害者就業・生活支援センター未設置の2圏域（壱岐、上五島）について、関係機関と協議を行い、設置の手続きを進めていきます。

○成果目標達成のための取組(活動指標)

項目	基準値 (令和元年度実績)	令和5年度 見込	設定の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数	180人	270人	移行実績の1.5倍
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、「障害者に対する職業訓練(能力開発センターでの職業訓練を含む)」の受講者数	22人	33人	職業訓練(能力開発センターでの職業訓練を含む)を受けた者の数(実績)の1.5倍
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する者の数	39人	59人	障害者就業・生活支援センターの支援を受けた者の数(実績)の1.5倍
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	87人	131人	公共職業安定所の支援を受け一般就労した者の数(実績)の1.5倍

【参考】 特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況

単位:人

区分	卒業生数	進学	就職	福祉サービス利用	家庭
視覚障害(高)	1	0	0	1	0
// (専)	5	1	3	0	1
聴覚障害(高)	2	2	0	0	0
// (専)	3	1	2	0	0
知的障害(高)	209	8	98	99	3
// (訪)	0	0	0	0	0
肢体不自由(高)	20	0	2	18	0
// (訪)	3	0	0	3	0
病弱(高)	13	3	3	6	1
// (訪)	0	0	0	0	0
計	256	15	108	127	6

注1:令和2年3月31日現在、県教育庁調査。

2:(高)は高等部、(専)は高等部専攻科、(訪)は訪問教育の略。

3:職業訓練法人 長崎能力開発センター入学生は「進学」の区分に算入。

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【現状と課題】

- 平成 24 年の児童福祉法改正により障害児の通所支援として「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」が創設されました。平成 29 年度には事業所の開設要件や人員基準が厳格化されましたが、量的な拡大が続いており、平成 29 年と比較して、事業所数、利用者数ともに約 1.5 倍となっています。
- 制度創設時から現在に至るまでの課題として、事業所数の増加が続く中で、特に放課後等デイサービスにおいて単なる居場所になっている事例や発達支援の技術が十分でない事例が指摘されており、支援の質の確保が求められています。
- 障害児支援のためには、各地域において障害児通所事業所及び障害児入所施設と発達障害者支援センターや児童発達支援センター等が直接的な支援とバックアップ機関という役割分担を明確にし、十分な連携が確保された重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 児童発達支援センターは、その専門的機能を活かし障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業所や保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核施設としての役割が求められています。

児童発達支援センターの設置状況

令和 2 年 10 月末現在

市 町	圏 域	設置数	市 町	圏 域	設置数
長崎市	長崎	4	南島原市	県南	1(休止中)
佐世保市	佐世保	2	時津町	西彼	1
諫早市	県央	2	川棚町	県央	1

【成果目標】

- 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも 1 箇所以上設置していきます。なお、市町単独での設置が困難な場合には圏域での設置を目指します。

【目標達成のための方策】

- 地域の自立支援協議会の中で「児童発達支援センター」の必要性の認識を共有していきます。地域において、高い支援スキルを持つ事業所に対しては個別の働きかけを行いながら、児童発達支援センターへの移行を促していきます。
- 児童発達支援センターに対して、地域において求められる役割を認識し「保育所等訪問支援」の指定を受けるように働きかけていきます。また、受け入れる側の保育所、小学校等に対しては、サービスの円滑な実施が図られるように制度の趣旨を説明し、支

援員の訪問に対する理解と協力を求めています。

- 児童発達支援センターとしての施設整備については、社会福祉施設等施設整備補助金の優先採択とすることで設置を促進していきます。

②医療的ケア児等の地域生活支援体制の整備

【現状と課題】

- 近年、医療技術の進歩等により、医療的ケア児等は増加傾向にありますが、地域において医療的ケア児等を受け入れる障害福祉サービス、訪問医療、保育所、教育機関等の体制が十分には整っていません。
- このため、周産期母子医療センターの NICU 病床は、退院先調整が困難なケースが多く、満床が常態化する原因の一つとなっています。その解決に向け、保健・医療・福祉・教育等の各分野のより一層の連携を図り、医療的ケア児等の地域での受入体制を充実させていく必要があります。
- また、医療的ケア児等の実態を把握し、地域におけるニーズの把握や災害時の支援体制の構築等を図る必要があります。

【成果目標】

- 令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも 1 箇所以上確保していきます。なお、市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指していきます。
- 令和 5 年度末までに、県及び各圏域又は市町に医療的ケア児等支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置します。

【目標達成のための方策】

- 医療的ケア児等の実態調査を実施し、各市町における支援体制の構築に向けた基礎資料を作成します。
- 各市町に医療的ケア児等支援のための協議の場を設置し、その協議の場において地域における支援体制等の議論を促していきます。その中で、医療的ケア児等の受入が可能な障害福祉サービス事業所を確保していきます。
- 緊急時に対応していただける協力医療機関を障害児通所事業所の近隣に確保していくことで、その事業所の運営を支えていく体制を構築していきます。
- 施設整備補助金において、医療的ケア児等の受入を目指す事業所については、優先採択する事業所の一つとして位置づけます。

- 医療的ケア児等の退院から地域での受入体制を調整するキーパーソンとして、各圏域又は各市町にコーディネーターを配置し、保健・医療・福祉・教育等の各機関の連携をより一層強化します。
- 医療的ケア児等を、在宅でケアするご家族の負担を軽減するため、医療型短期入所（レスパイト）事業所の新設について、各市町の自立支援協議会等での協議を促すとともに、関係団体等と設置に向けた検討を進めていきます。また、佐世保・県北圏域で実施している在宅重症心身障害児者短期入所支援事業については、実施機関と連携を図りながら、利便性の向上に努めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【現状と課題】

- 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は、令和2年4月1日時点で149箇所となっています。
- 基幹相談支援センターは、令和2年4月1日時点で1市に設置されています。
 なお、基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行います。
 - *総合相談・専門相談
 - *地域の相談支援体制の強化の取組
 - *地域移行・地域定着
 - *権利擁護・虐待防止
- 計画相談支援の対象者について、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加したため、これら事業所へのバックアップを含めた相談支援体制を充実・強化する取組が必要になります。
- また、1事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多く、市町又は圏域において、これら事業所を支援するなど、相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められています。

【成果目標】

- 令和5年度末までに、各市町又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保できるよう支援します。

【目標達成のための方策】

- アドバイザーの派遣や県自立支援協議会事務局部会の活動などを通じて、市町又は

圏域で行う以下の取組について支援します。

1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

2) 地域の相談支援体制の強化

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
- ・ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【現状と課題】

○障害福祉サービス等の質の向上を図るため、適切な第三者評価が実施できる体制の整備を行い、第三者評価の制度の活用を促しています。また、障害者総合支援法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公開制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービスを利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択ができるように、当該制度の普及、啓発を行っています。

○障害福祉サービス事業所等の運営の適正化及びサービスの質の向上を図ること等を目的として、指導監査及び集団指導を行っています。

○近年、障害福祉サービス等の多様化、障害福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

【成果目標】

○令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

【目標達成のための方策】

○障害福祉サービス事業所等に対する指導監査を2～3年に1回以上、集団指導を1年に1回以上実施し、事業所等の適正な運営等に対する助言・指導等を行います。

○市町の障害福祉サービス事業所の課題等に対する理解促進のために、県が実施する指導監査の結果を、関係する市町に対して1年に1回以上周知します。

2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策

(1) 障害者等に対する虐待の防止

【現状と課題】

○平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。同法では、障害者虐待を「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」と分類し、国、地方公共団体、国民及び保健・医療・福祉関係者の責務が定められています。

○平成 30 年度における県内の障害者虐待の件数は、「養護者による虐待」が 10 件、「障害福祉施設従事者等による虐待」が 16 件、「使用者による虐待」が 15 件でした。近年、特に「障害福祉施設従事者等による虐待」の件数が増加傾向にあります。

県内の障害者虐待の件数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護者による虐待	通報件数	33	35	30	35
	虐待件数	30	27	8	10
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報件数	36	26	37	48
	虐待件数	5	5	7	16
使用者による虐待	通報件数	19	8	12	19
	虐待件数	13	4	6	15

○厚生労働省の平成 30 年度障害者虐待対応状況調査によると、養護者から虐待を受けた障害者の 26.7%、障害福祉施設従事者等からの虐待を受けた障害者の 32.3% が行動障害を有していたことが分かっています。行動障害とは他害行為や自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現している状態を言い、場合によっては非常に支援が難しいため、不適切な支援や虐待につながりやすい傾向があります。

【県の取組】

○障害福祉サービス事業者による虐待を含む不適切なサービス提供、不正請求等があった場合には、市及び町と連携して事実確認を行い、助言・指導を実施していきます。処分に該当する事案については、公表を通じて事業者の自浄努力を促し、運営の健全化を図ります。また、長崎県独自の障害者虐待防止・権利擁護マニュアル及び障害者虐待事例集を活用し、障害者虐待が発生した場合のスムーズな相談体制の構築や市及び町と県の連携体制の充実を図ります。

- 障害福祉サービス事業を運営する法人代表者、事業所管理者を対象に、障害者虐待防止・権利擁護研修会を開催し、組織として障害者虐待防止に取り組んでいくよう指導を行っていきます。また、事業所従業者に対しては、サービス管理責任者研修、相談支援従事者養成研修等の各種研修の中で障害者虐待防止に関する講義を実施し、障害者虐待防止の意識の向上を促していきます。
- 障害福祉サービス事業従業者を対象に、強度行動障害支援者養成研修を開催し、行動障害に対する専門的な知識・支援技術を持つ人材の育成に努めます。さらに、従業者の負担軽減及びよりよい支援体制の構築のため、従業者が支援の難しいケースについて相談できる体制づくりを検討していきます。
- 指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じる義務があり、今後も県の実地指導等で指導していきます。
- 障害者本人のエンパワーメント(力をつけること)を目的として、教育機関等と協力しながら虐待防止に関するパンフレットを活用していきます。虐待等の不適切な支援を受けた際、本人が周囲に助けを求め SOS を発信することの重要性を盛り込み、虐待の早期発見や予防につなげていきます。

【参考】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(2) 意思決定支援の促進

【現状と課題】

- 厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」によると、意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。
- また、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人等の費用を補助する成年後見制度利用支援事業を 20 市町（小値賀町除く）が実施しています。令和元年度の利用件数は、9 市町で 20 件です。うち、成年後見制度の申立ては 8 件、後見人等の費用は 12 件です。
- 障害福祉サービスの提供に関わる事業者及び成年後見の担い手を含めた関係者は、障害者の意思決定の重要性を認識し、必要な対応を実施できるよう支援を行っていく必要があります。

【県の取組】

- 意思決定支援の質の向上を図るため、厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービスの提供に関わる事業者及び相談支援従事者を対象とした研修等を実施します。
- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的に、市町が実施する事業に対して支援を行います。

(3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

【現状と課題】

- 障害者が文化芸術への参加を通じて社会参加と相互交流を図ることにより、障害者の自立の促進と県民の障害者に対する理解の促進につながります。
- 障害者の文化芸術活動の振興を図り、社会への積極的な参加を促進するため、平成 11 年度から長崎県障害者芸術祭を開催しています。

長崎県障害者芸術祭の開催状況

年度	開催日	開催場所・会場	参加者(人)
平成 29 年度	H30.1.21	諫早市・諫早市文化会館	1,100
平成 30 年度	H30.12.9	時津町・とぎつカナリーホール	1,300
令和元年度	R1.12.8	五島市・福江文化会館	1,500

○障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、令和2年度より、障害者等の文化芸術活動を支援するセンターの設置・運営を支援しています。

- ①障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
- ②芸術文化活動を支援する人材の育成
- ③関係者のネットワークづくり
- ④発表等の機会の創出
- ⑤障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- ⑥その他、地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

○文化芸術活動の公演・展示等においては、障害のある人がスムーズに鑑賞できるよう字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの配慮を行う必要があります。

【県の取組】

○障害者の社会参加と交流を図るため、長崎県障害者芸術祭などの障害のある人もない人も参加する文化芸術活動を引き続き支援していきます。

○県が主催する文化芸術講演等の実施にあたっては、障害の有無や程度にかかわらず誰でも参加できるように努め、福祉施設等利用者の招待を積極的に行います。また、障害のある人に対する入場料の割引・減免等を講じます。

○障害者の文化芸術活動に積極的な事業所の取組みを各サービス事業所へ紹介し、活動の普及を図ります。

○文化施設等を所管する関係機関等との連携を図り、幅広く障害者芸術に触れる機会を確保していきます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の促進

【現状と課題】

- 共生社会の実現のためには、障害を理由とする差別を禁止し障害のある人に対する合理的配慮の提供が不可欠です。
- 平成 26 年 4 月に施行した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」及び、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害を理由とする差別をなくすとともに、障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進する必要があります。
- 令和元年度における相談窓口への相談件数は 23 件であり、内訳として合理的配慮の欠如が 0 件、その他が 23 件でした。その他には相談者が調整を望まれないものや相手方が特定されず傾聴主体に終わるものなどが含まれています。

相談件数

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数		43	45	23
分類	不均衡待遇	0	1	0
	合理的配慮の欠如	2	1	0
	その他	41	43	23

【県の取組】

- 法や条例の周知活動により、障害のある人及び障害特性等に対する県民の理解促進を図ります。また、差別事案の解決を図るため、地域相談員や広域専門相談員を配置し障害のある人に対する差別に関する相談に応じるとともに、相談員による解決が困難な場合は、調整機関によるあっせんや助言により問題の解決を図ることとしています。
- 条例に基づき設置される「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」の運営を通じて、障害のある人に対する差別事案の原因・背景となっている社会的障壁の解消に向けた取組や、条例の適切な施行に努めます。

(5) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実と人材育成

【現状と課題】

- 福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、勤続年数が短いという現状があります。
- 人材確保が厳しい一方で、障害者の特性に応じた支援が提供可能な人材の確保と育

成が求められています。

- 県等が実施する各種研修について、研修間の連携と体系化が求められます。
- 医療的ケア児等のケア（認定特定行為）を実施できる人材育成が求められています。
- 入所、日中サービスなど提供するサービス形態や規模、立地環境等に応じた事業所ごとの自然災害や火災に対する備えや防犯対策が求められます。

【県の取組】

- 長崎県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業、求職者に対するセミナー、広報・啓発等を実施し、福祉・介護分野の人材育成等を行います。また、「福祉・介護の合同面接会」を定期的開催し人材の確保を図っていきます。
- 関係機関、団体と連携して障害福祉サービス事業の現状を踏まえた人材確保策を検討していきます。
- 職員の賃金改善のために、事業所に対し「福祉・介護職員処遇改善加算」の取得を働きかけていきます。
- 「サービス管理責任者研修」や「児童発達支援管理責任者研修」、「相談支援従事者研修」等の実施に加え、行動障害を有する障害者の特性に応じた支援ができるように「強度行動障害支援者養成研修」等を実施していきます。
- 多様で複雑なニーズに対応できる人材を育成し、相談支援の質の向上を図るため、相談支援専門員に対し、障害児相談支援やファシリテーター^{*}養成など、より専門的な分野に関する研修を実施していきます。
※ファシリテーター・・・中立な立場から活動の支援を行う者。地域課題の解決や人材育成等の力を求められる。
- 研修の実施にあたり、指定研修事業者とともに各研修間の有機的な連携が図られるように工夫していきます。また、サービスの提供にあたり必要な研修について、体系を整え、周知を図っていきます。
- 福祉・介護職員等による医療的ケア児等のケア（認定特定行為）を実施できる人材を育成するため、福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修を実施していきます。
- 各事業所に対して自然災害や防犯に関する避難計画の策定を求めるとともに、実地指導において、消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難体制の確保、不審者侵入時の対応等を定期的確認していきます。

(6) 発達障害児・者への支援体制の整備

【現状と課題】

- 発達障害児の支援では、乳幼児健康診断の充実強化により早期発見・早期対応につなげることが重要となります。また、全ての学校においても発達障害の早期発見や特性に応じた適切な指導・支援の実施、さらには個別の教育支援計画等を活用して、情報を確実に引き継いでいくことが必要です。
- インクルーシブ教育システム^{*}構築に向けて、特別支援教育のさらなる推進が求められている中、特別支援学級や通級指導教室の設置数の大幅な増加や児童生徒の障害の重度重複化、多様化により、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。
※インクルーシブ教育システム…障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ仕組み。障害のある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- また、県では発達障害児・者の支援について、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関による総合的かつ継続的な体制を構築することを目的とし、「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議(以下、推進会議という。)」を設置しています。各関係機関が情報共有を図りながら、早期発見から教育支援、就労支援などの取組みを進めています。
- また、発達障害児を持つ保護者の心理的・社会的な孤立を防ぎ、子どもへの適切な関わりを促すことなどを目的として、発達障害児の養育経験者を派遣する「ペアレントメンター派遣事業」のより一層の取組の推進・強化が必要です。

ペアレントメンター派遣実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保護者勉強会・懇談会など(回数)	19	23	23
支援者対象の研修会(回数)	10	14	5
計	29	37	28

【県の取組】

- 推進会議において、発達障害児・者への支援を推進するうえでの地域の課題等や、その解決に向けた方策等を協議します。また、発達障害児(者)やその家族が、身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域における支援体制の整備・充実を図ります。
- 乳幼児健康診査の精度を高めるため、長崎県版発達障害等早期支援のための乳幼

児健康診査マニュアルを作成するとともに、健康診査の専従者を対象とした研修会の実施等により、専門性の向上を図ります。さらに、小学校入学前から学校での生活環境を整えるため就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、すくすくシート等の連携ツールの活用を推進します。

○県教育委員会では、「発達障害児等能力開発・教育支援推進事業」の成果を生かし、支援を必要とする児童生徒の早期発見、早期支援に寄与する「見守りシート」の活用を県下の小・中学校において推進していきます。さらに、すべての教職員を対象に、発達障害児に対する教育支援のスキル向上を目的とした「発達障害等教育支援研修会」を県下各地で実施していきます。

○また、発達障害児の子育て経験のある親が、育児経験を活かし、相談を行う「ペアレントメンター」の養成やその活動支援を行ない、家族支援の充実を図ります。

ペアレントメンターの人数(見込数)

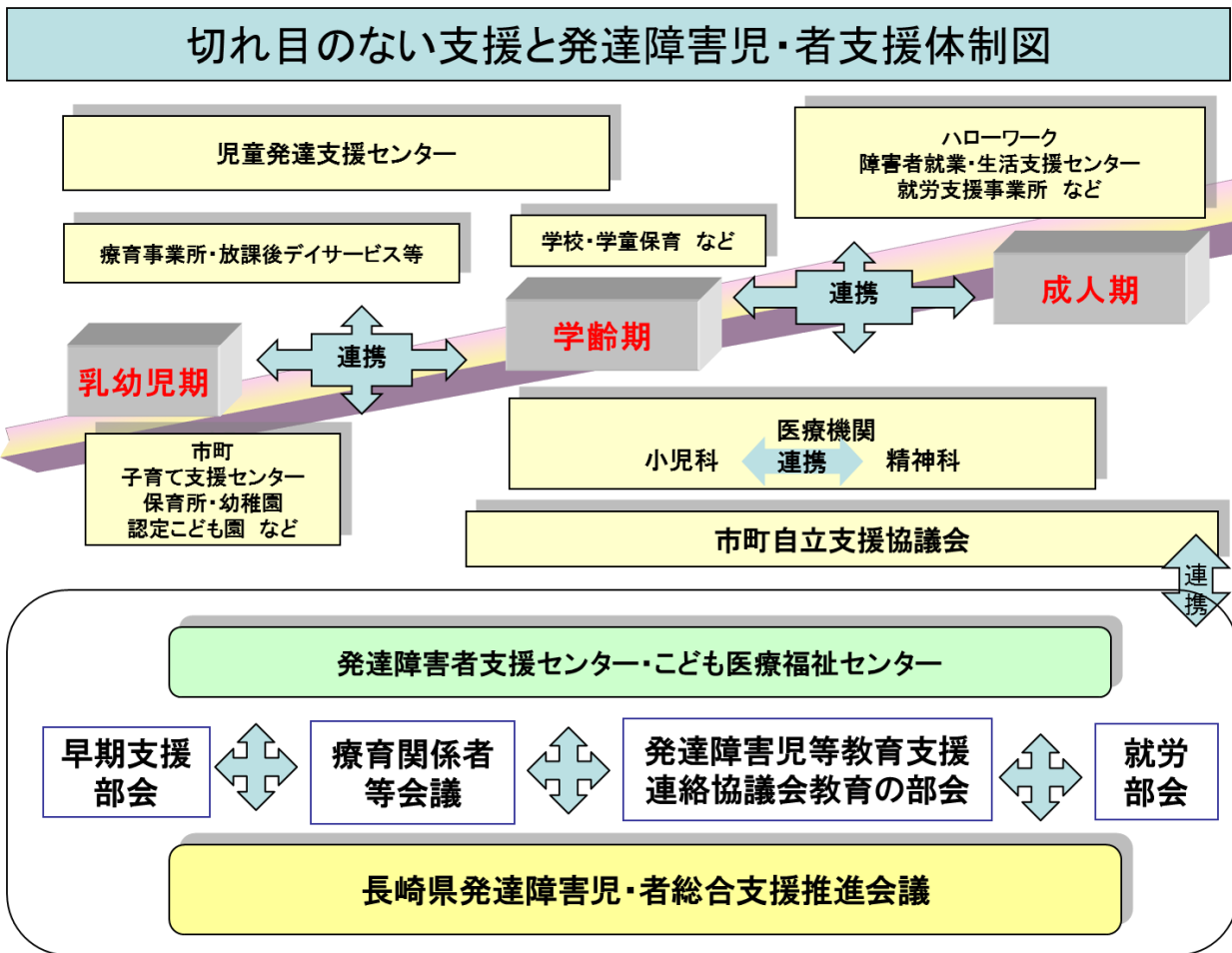
	令和2年度 実績(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンターの人数 (累計)	16	20	25	30

○「ペアレント・プログラム(以下ペアプロ)」は、子育てに不安を抱える保護者などが、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることを目的とした子育て支援プログラムです。ペアプロを身近な市町で受講できるような体制整備や養成者の育成を図ります。

ペアレント・プログラムの養成者数(見込数)

	令和元年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・プログラム養成者(累計)	14	24	24	24

(次期総合計画目標値)



(7) 依存症対策の推進

【現状と課題】

- 依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が十分可能である病気であるにもかかわらず、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があるため、必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- また、依存症は、本人やその家族の日常生活や家庭生活、社会生活に支障を生じさせ、様々な問題を引き起こす場合があります。このため、早期に適切な相談や支援につなげ、問題の深刻化を防ぐ必要があります。

【県の取組】

- 病気に対する県民の正しい理解促進を図るとともに、依存症に関する問題で悩んでいる人や治療が必要な状態にある本人や家族に対して、相談機関や医療機関等を周知するなど幅広い情報の普及啓発に努めます。

- 依存症に関連する問題で悩んでいる本人や家族が、精神的な問題や日常生活、家庭生活、社会生活に様々な問題がある場合の含め、地域で早期に適切に相談や支援につながられるよう、相談機関等の関係職員を対象とした専門研修を行います。
- 依存症の回復には、自助グループ等の当事者団体等と連携した支援が重要となるため、地域の関係機関と連携し、依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

【現状と課題】

- 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物に関する著作権の制限又は例外を規定する「視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約」が平成31年1月1日に効力を生ずることとなりました。
- 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与するため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。
- 視覚障害に限らず、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進する必要があります。
- 公共図書館は、視覚障害に限らず、発達障害、肢体不自由等の障害を有する者の読書環境を整備するためのノウハウを持ち合わせていないため、視覚障害者に対して読書環境を提供している点字図書館において、いかに伝えていくかが課題です。

【県の取組】

- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。
- 点字図書館が有する視覚障害者に対するノウハウについて、協議会設置や各種研修を通じて、公共図書館へ伝えることにより、公共図書館における視覚障害者等の読書環境を整備します。

第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量

(1) 基本的な考え方

サービスの必要見込量は、各市及び町において地域の実情やニーズを把握した上で設定することとしており、県計画の見込量は、市及び町の見込量を積み上げたものです。

(2) サービスの必要見込量（県全域の実績・見込量）

【訪問系サービス】

サービス	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)
居宅介護	2,459	50,796	2,511	52,046	2,545	53,307	2,581	54,622
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
重度障害者等 包括支援								

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

【日中活動系サービス】

サービス	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
生活介護	4,630	88,280	4,733	88,877	4,832	91,048	4,933	93,257
自立訓練 (機能訓練)	21	161	32	230	33	233	34	236
自立訓練 (生活訓練)	158	3,247	174	3,548	178	3,652	183	3,778
就労移行支援	203	3,787	234	4,217	234	4,261	237	4,325

【日中活動系サービス】

サービス	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
就労継続支援 (A型)	895	18,817	953	19,582	979	20,101	1,006	20,650
就労継続支援 (B型)	5,119	96,397	5,466	100,866	5,754	106,154	6,069	111,936
就労定着支援	60	-	81	-	89	-	98	-
短期入所(福祉型)	501	3,621	658	4,689	692	4,816	727	4,947
短期入所(医療型)	60	374	96	492	103	518	110	544

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

【居住系サービス】

サービス	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
共同生活援助	2,818	2,928	3,014	3,103
自立生活援助	26	43	47	50

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

【入所系サービス】

サービス	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
施設入所支援	2,316	2,302	2,277	2,251
療養介護	513	517	521	526

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

【相談支援】

サービス	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
計画相談支援	2,898	3,111	3,365	3,652
地域移行支援	4	23	29	34
地域定着支援	19	34	39	43

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

2. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の必要な見込量

(1) 基本的な考え方

障害児通所支援及び障害児相談支援は市及び町の見込量を積み上げたものです。

障害児入所支援は、過去の入退所状況を踏まえ、算出したものです。

(2) サービスの必要見込量(県全域の実績・見込量)

【障害児通所支援】

サービス	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
児童発達支援	1,139	7,656	1,289	8,410	1,428	9,194	1,589	10,013
医療型 児童発達支援	0	0	1	5	1	5	1	5
放課後等 デイサービス	3,926	44,982	4,510	53,973	5,013	60,262	5,582	67,269
保育所等 訪問支援	157	214	170	233	179	244	186	254
居宅訪問型 児童発達支援	1	5	7	40	7	40	8	45

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

【障害児入所支援】

サービス	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
福祉型障害児入所支援	73	76	76	76
医療型障害児入所支援	36	38	38	38

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

【障害児相談支援】

サービス	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)
障害児相談支援	1,359	1,374	1,529	1,711

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

3. サービス見込量の確保方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業者を確保するため、自立支援協議会を通して地域のサービスの需要を把握し、どのようなサービスが不足しているのかを分析するとともに、各年度において計画の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて所要の対策を実施していきます。

(1) 訪問系サービス

○サービスが不足している地域においては、事業者の参入を促すよう市及び町へ働きかけます。

○県全域において、行動援護事業所が少ないため、行動援護に関する人材育成(強度行動障害支援者養成研修等の実施)に取り組み、居宅系事業所のサービス拡大を進めます。

(2) 日中活動系サービス

○就労移行支援事業所がない離島部(上五島圏域、壱岐圏域、対馬圏域)に対して事業者の参入促進を図ります。

○医療的ケアを要する重症心身障害児等を日常的に介護している家族の負担を軽減す

るため、在宅重症心身障害児者短期入所支援事業を実施します。

(3) 居住系サービス

○離島部においてはグループホームが少なく、本土のグループホームや障害者支援施設に入所している人もいるため、不動産協会や地主等賃貸住宅管理者への働きかけを行うとともに、公営住宅の活用等による住宅確保の支援を行います。

○現行のグループホームの設置基準では、「グループホームは病院の敷地外に設置しなければならない」との規定がありますが、精神科病院の長期入院患者の地域移行を進めるため、令和6年度末までの間、精神科病院の敷地内におけるグループホームの運営が条件付きで認められており、今後国の動向等を踏まえて対応していきます。

(4) 相談支援

○相談支援の充実を図るため、今後も相談支援従事者への研修を実施することで資質の向上を図ります。

○県アドバイザーを市町へ派遣する等して、地域の相談支援体制の整備等について支援します。

第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

【実施する事業内容】

○発達障害児・者及びその家族からの相談に応じ、指導・助言・情報提供を行います。

○地域支援マネージャーを配置し、市町・事業所等支援や医療機関との連携、困難ケースへの対応等地域の支援体制の整備を推進します。

○発達障害の理解を深めるため、普及啓発及び研修を行います。

相談・研修実績

内容	実績	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談支援・発達支援	実人数	525	387	375
	延件数	1,199	1,115	1,077
相談支援・就労支援	実人数	114	88	93
	延件数	830	793	680
啓発研修	回数	34	37	49
	延件数	1,452	981	1,915

発達支援・就労支援に伴う関係機関への助言及び調整会議(見込数)

	令和元年度 (実績)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援・発達支援に伴う 関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション)(件数)	75	90	100	110
相談支援・就労支援に伴う 関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション)(件数)	47	60	70	80
計	122	150	170	190
相談支援・発達支援に伴う 情報共有等(調整会議)(回数)	6	5	8	10
相談支援・就労支援に伴う 情報共有等(調整会議)(回数)	14	13	15	17
計	20	18	23	27

○改正発達障害者支援法では、①ライフステージを通じた切れ目のない支援 ②家族なども含めたきめ細やかな支援 ③地域の身近な場所で受けられる支援 という3つのポイントが示され、発達障害者支援センターは発達障害者やその家族のニーズに応じて、これまで以上に多様な取組を進めることが期待されています。

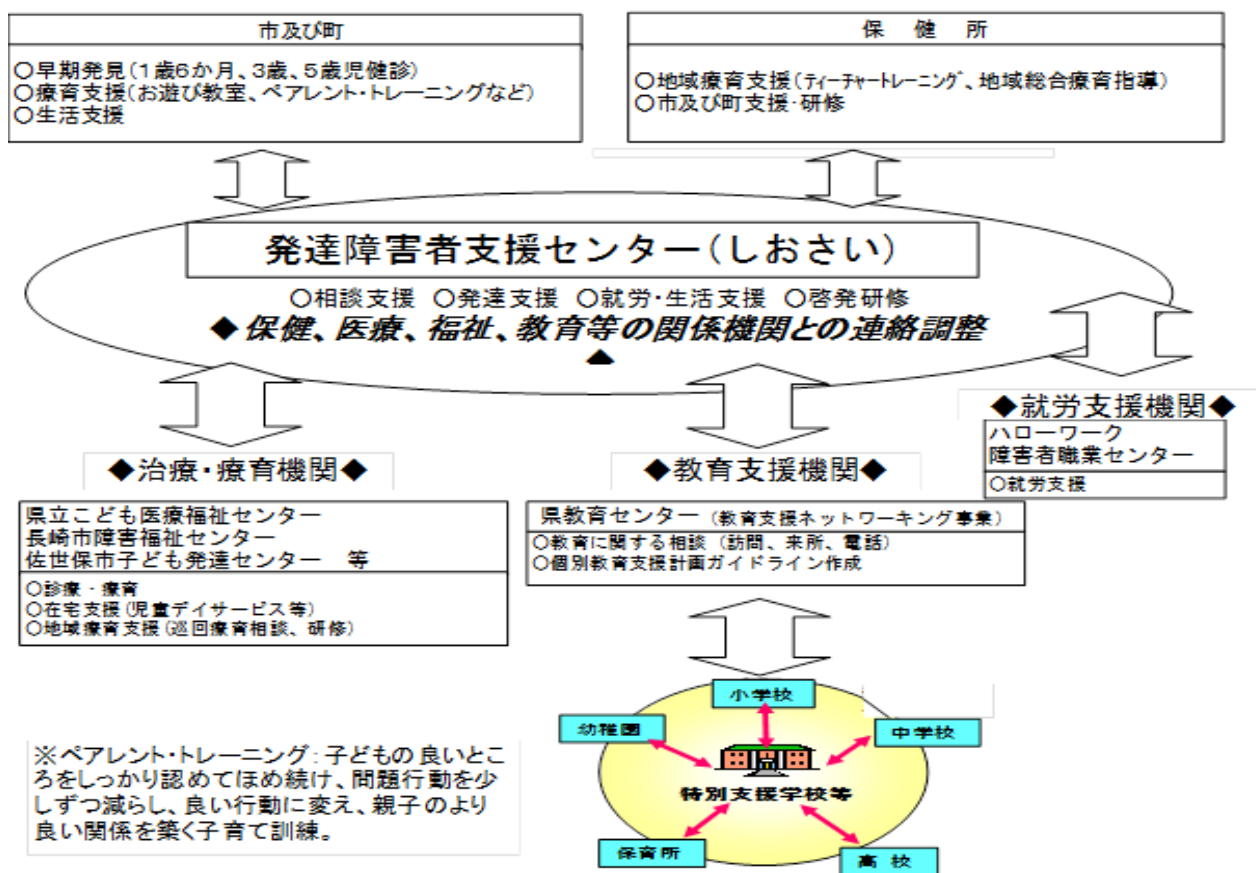
○発達障害児(者)及びその家族が、できるだけ身近な地域で支援が受けられるよう、発達障害支援の専門性を活かしながら、市町や相談支援事業所の職員等を対象とした研修の実施や、地域支援マネージャーによるケースを通じた助言・支援等により、地域支援体制の整備及び関係機関との更なる連携強化を進めていきます。

○地域支援マネージャーによる地域支援活動を推進するために、機会をとらえ役割を周知するとともに、個別ケースを通じ、認知度を高めます。

○長崎県発達障害児・者総合支援推進会議において、支援における各分野の役割分担の明確化と必要な支援方策の検討及び支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を進めてまいります。

【参考】

療育・相談機関



(2) 高次脳機能障害支援普及事業

【実施する事業内容】

- 長崎こども・女性・障害者支援センターに設置した高次脳機能障害者支援センターでは、本人及び家族に対する専門的な相談支援、高次脳機能障害に関する普及啓発、保健・医療・福祉各分野の職員を対象にした研修、通所訓練等を行います。

相談・研修実績

単位:人、件

区 分	相談支援		研修	通所訓練
	利用者数	件数	参加者数	利用者数
平成 29 年度	65	396	244	3
平成 30 年度	84	487	237	5
令和元年度	64	454	82	5

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

- これまで、県民に対する普及啓発、支援者による連携体制の構築促進に取り組んできたことにより、高次脳機能障害児・者が身近な地域で相談、支援を受けられる体制が整備されてきたことで、当センターへの相談利用者数は減少傾向にあります。このことから、今後の相談利用者数は現状を維持していくものと見込んでいます。

相談利用者見込数(実人数)

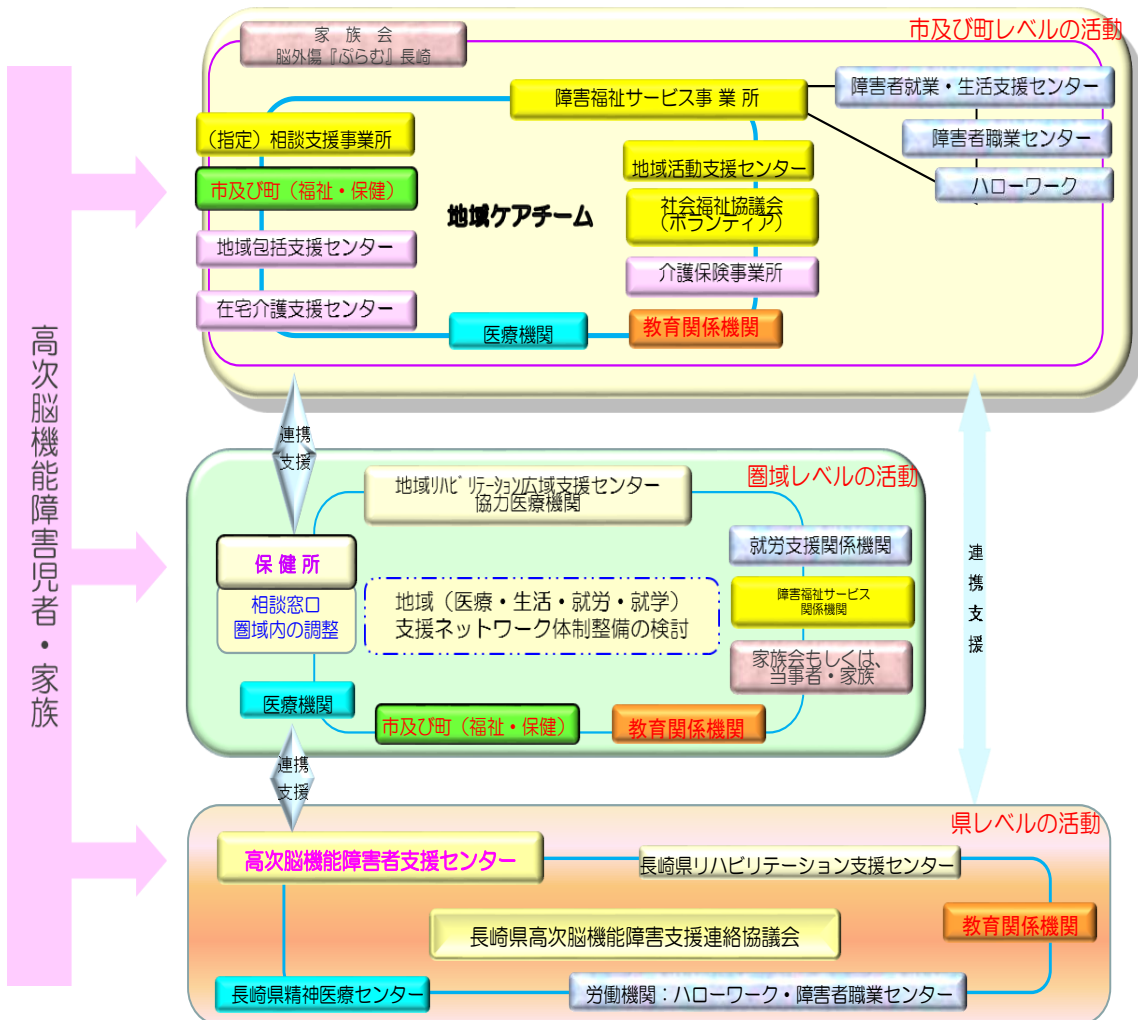
高次脳機能障害 支援普及事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	70 人	70 人	70 人	70 人

【事業の見込量確保のための方策】

- 潜在化している高次脳機能障害児・者を早期に発見し、相談につなげるために、医療機関、障害福祉サービス事業所や教育関係者に対し、リーフレットの配布や活用による普及啓発を行います。
- 身近な地域に高次脳機能障害児・者の相談支援体制が構築できるよう、支援者の技能向上のための研修を行います。
- 医療と介護・福祉の連携強化による高次脳機能障害児・者の支援体制が整備されるよう、ケース会議等をとおしてその促進を図ります。

【参考】

高次脳機能障害の支援体制



(3) 障害児等療育支援事業

【実施する事業内容】

○在宅障害児等のライフステージに応じた地域生活を支援するため、障害児(者)施設の有する機能を活用し療育機能の充実を図るとともに、地域の在宅障害児等の福祉の向上を図るため、県はあらかじめ施設を指定し、①訪問による療育指導、②外来による専門的な療育相談・指導、③障害児の通う保育所等の職員への療育技術の指導の3つの事業を実施します。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○現在、県北圏域、県央圏域、西彼圏域で各1箇所、県南圏域で2箇所事業者を指定し、事業を実施しています。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置数	5	5	5	5

【事業の見込量確保のための方策】

○地元市町を含め各圏域内の関係機関と協議を行うなど、今後も広く療育支援が行き届くよう努めていきます。

○今後、対象事業をペアレントトレーニングやティーチャーズトレーニングに特化するなど療育等支援事業のあり方等についても検討していきます。

2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

【実施する事業内容】

○手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者及び要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○令和2年3月31日現在、手話通訳者登録者数は174人であり、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和元年度修了者数と同数としています。

○令和元年度の要約筆記者養成研修は実施されませんでした。県外からの転入等により新規の登録者数は6人となっております。令和2年3月31日現在、要約筆記者登録者数は66人であり、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和元年度登録者数と同数としています。

	令和元年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者養成研修 修了者数	27人	27人	27人	27人
要約筆記者養成研修 修了者数	0人	6人	6人	6人

【事業の見込量確保のための方策】

○ホームページ等の活用や障害者関係団体を通じて周知を図ります。

【その他実施に必要な事項】

○養成にあたる指導者確保のための活動を支援します。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

【実施する事業内容】

○視覚障害と聴覚障害に障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや情報入手に関する支援及び自由に外出できるように移動介助を行う技術を習得した通訳・介助員の養成を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○令和2年3月31日現在、盲ろう者通訳・介助員の登録者数は183人に対して、サービスを利用する盲ろう者は30人です。

○現在の盲ろう者向け通訳・介助員の登録者数、サービスを利用する盲ろう者数や利用実績を踏まえ、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和元年度修了者数と同数

としています。

	令和元年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数	29人	29人	29人	29人

【事業の見込量確保のための方策】

○ホームページ等の活用や障害者関係団体を通じて周知を図ります。

【その他実施に必要な事項】

○養成にあたる指導者確保のための活動を支援します。

3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

【実施する事業内容】

○視覚障害と聴覚障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや移動等の支援を行う技術を習得した通訳・介助員の派遣を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○盲ろう者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、ニーズの把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者の選定を行います。

○現在の利用者数や利用実績を踏まえ、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和元年度利用件数と同数としています。

	令和元年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (実利用件数)	299件	299件	299件	299件

【事業の見込量確保のための方策】

○障害者関係団体等を通じて、利用者への周知を図るとともに、適切な支援を行うことで、継続した利用を促進します。

【その他実施に必要な事項】

○派遣を行う通訳・介助員確保のため、研修事業も並行して行います。

4. 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

【実施する事業内容】

○障害者相談支援に関する高い専門性を持つアドバイザーを配置し、市町の自立支援協議会等での指導・助言等の役割を担うことで地域のネットワーク構築に向けた広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○現状の指導・助言等の活動状況を踏まえ、現状と同水準の支援体制を維持するため、令和2年度と同数としています。

	令和2年度 実績(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県相談支援体制 整備事業 (アドバイザー数)	8人	8人	8人	8人

【事業の見込量確保のための方策】

○市町に対してアドバイザー活動計画のお知らせや、県自立支援協議会事務局部会においてアドバイザーによる活動を説明することにより、アドバイザーの周知、理解を図ります。

○相談支援専門員の養成等を目的とする相談支援従事者養成研修のカリキュラムをアドバイザーで構成する県自立支援協議会相談部会において検討する等、県の相談支援体制の整備に関する取組においてもアドバイザーを有効に活用します。

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

① 地域生活支援広域調整等事業

【実施する事業内容】

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を進めるため、県及び保健所において、医療機関、相談支援事業所、市町等の関係者で構成する協議会を開催し、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○年1回以上協議会を開催します。

○保健所を中心に、圏域において、年1回以上協議会を開催します。

		令和元年度末 (基準値)	第6期目標値 (令和5年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場	県	1	1
	圏域	8	10
	市町	11	21

【事業の見込量確保のための方策】

○圏域ごとに保健所を中心として、圏域の特性に応じた、精神障害にも対応する地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでいきます。

○保健所は、市町に対し、自立支援協議会等において、地域の特性に応じた、精神障害にも対応する地域包括ケアシステム構築に向けた場の確保について働きかけを行います。

②社会参加促進事業(地域移行・地域生活支援事業)

【実施する事業内容】

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポーターを派遣し、地域住民、地域関係者及び病院関係者等に向けた講話等を行うことで、障害の理解や退院促進を図ります。

○精神障害者団体連合会、精神障害者家族連合会等関係団体と連携し、地域における相談支援者等の養成等を図ります。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○長崎こども・女性・障害者支援センターは、ピアサポーターの資質向上を図るために研修会を開催します。

	令和2年度 実績(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県主催の研修会開催回数	1回	1回	1回	1回

【事業の見込量確保のための方策】

○長崎こども・女性・障害者支援センター及び保健所等は、ピアサポーターの育成について、管内の精神科病院や障害者施設等へ積極的に情報提供を行い、精神障害者の研修参加に関する働きかけを行います。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)
長崎市	1,016	20,157	1,046	20,500	1,076	21,125	1,107	21,763
①長崎圏域	1,016	20,157	1,046	20,500	1,076	21,125	1,107	21,763
西海市	31	1,264	32	1,312	33	1,353	34	1,394
長与町	47	556	49	605	50	630	51	642
時津町	47	1,002	51	1,303	51	1,303	52	1,319
②西彼圏域	125	2,822	132	3,220	134	3,286	137	3,355
佐世保市	232	4,443	227	4,442	220	4,356	213	4,257
③佐世保圏域	232	4,443	227	4,442	220	4,356	213	4,257
平戸市	36	557	40	600	40	600	40	600
松浦市	15	98	16	105	17	112	18	119
佐々町	11	141	16	256	17	272	18	288
④県北圏域	62	796	72	961	74	984	76	1,007
諫早市	204	5,398	209	5,462	211	5,515	213	5,569
大村市	242	8,622	225	8,583	221	9,012	217	9,463
東彼杵町	25	662	26	650	28	700	29	725
川棚町	24	1,141	25	1,175	25	1,175	26	1,222
波佐見町	25	319	29	435	33	495	38	570
⑤県央圏域	520	16,142	514	16,305	518	16,897	523	17,549
島原市	71	575	75	675	75	675	75	675
雲仙市	49	641	62	624	59	593	56	563
南島原市	70	1,046	72	1,080	76	1,140	79	1,185
⑥県南圏域	190	2,262	209	2,379	210	2,408	210	2,423
五島市	118	1,415	119	1,442	119	1,442	119	1,442
⑦五島圏域	118	1,415	119	1,442	119	1,442	119	1,442
新上五島町	57	484	56	440	55	400	54	365
小値賀町	2	5	2	5	2	5	2	5
⑧上五島圏域	59	489	58	445	57	405	56	370
壱岐市	49	1,444	46	1,472	47	1,504	48	1,536
⑨壱岐圏域	49	1,444	46	1,472	47	1,504	48	1,536
対馬市	88	826	88	880	90	900	92	920
⑩対馬圏域	88	826	88	880	90	900	92	920
計	2,459	50,796	2,511	52,046	2,545	53,307	2,581	54,622

※1月あたりの実績（見込）数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

(2) 生活介護

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1,249	21,731	1,291	21,947	1,335	22,695	1,381	23,477
①長崎圏域	1,249	21,731	1,291	21,947	1,335	22,695	1,381	23,477
西海市	120	2,279	120	2,279	120	2,279	120	2,279
長与町	69	1,404	70	1,470	73	1,533	76	1,596
時津町	62	1,281	66	1,360	70	1,442	74	1,524
②西彼圏域	251	4,964	256	5,109	263	5,254	270	5,399
佐世保市	917	16,865	908	16,790	908	16,790	908	16,790
③佐世保圏域	917	16,865	908	16,790	908	16,790	908	16,790
平戸市	138	2,889	140	2,800	140	2,800	140	2,800
松浦市	94	1,796	95	1,815	96	1,834	97	1,853
佐々町	28	622	28	588	28	588	28	588
④県北圏域	260	5,307	263	5,203	264	5,222	265	5,241
諫早市	388	7,571	396	7,743	418	8,173	439	8,590
大村市	277	5,844	308	6,478	322	7,015	336	7,552
東彼杵町	34	594	34	612	35	630	36	648
川棚町	73	1,367	75	1,350	77	1,386	79	1,422
波佐見町	56	974	59	1,062	64	1,152	70	1,260
⑤県央圏域	828	16,350	872	17,245	916	18,356	960	19,472
島原市	220	4,329	220	3,960	222	3,996	224	4,032
雲仙市	220	4,765	236	4,762	236	4,806	236	4,851
南島原市	203	3,857	207	3,933	209	3,971	212	4,028
⑥県南圏域	643	12,951	663	12,655	667	12,773	672	12,911
五島市	188	3,672	188	3,648	188	3,648	188	3,648
⑦五島圏域	188	3,672	188	3,648	188	3,648	188	3,648
新上五島町	120	2,584	120	2,635	120	2,688	120	2,741
小値賀町	20	372	20	372	20	372	20	372
⑧上五島圏域	140	2,956	140	3,007	140	3,060	140	3,113
壱岐市	83	1,941	81	1,782	79	1,738	77	1,694
⑨壱岐圏域	83	1,941	81	1,782	79	1,738	77	1,694
対馬市	71	1,543	71	1,491	72	1,512	72	1,512
⑩対馬圏域	71	1,543	71	1,491	72	1,512	72	1,512
計	4,630	88,280	4,733	88,877	4,832	91,048	4,933	93,257

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（3）自立訓練（機能訓練）

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	16	65	16	65	16	65	16	65
①長崎圏域	16	65	16	65	16	65	16	65
西海市	0	0	1	4	1	4	1	4
長与町	0	0	1	7	1	7	1	7
時津町	0	0	1	5	1	5	1	5
②西彼圏域	0	0	3	16	3	16	3	16
佐世保市	1	21	1	21	1	21	1	21
③佐世保圏域	1	21	1	21	1	21	1	21
平戸市	0	0	1	10	1	10	1	10
松浦市	1	14	1	14	1	14	1	14
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	1	14	2	24	2	24	2	24
諫早市	0	0	1	4	1	4	1	4
大村市	1	27	3	9	4	12	5	15
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0	0	0	0	0
波佐見町	1	11	1	10	1	10	1	10
⑤県央圏域	2	38	5	23	6	26	7	29
島原市	0	0	1	20	1	20	1	20
雲仙市	1	23	1	9	1	9	1	9
南島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥県南圏域	1	23	2	29	2	29	2	29
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	1	22	1	22	1	22
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	1	22	1	22	1	22
壱岐市	0	0	1	10	1	10	1	10
⑨壱岐圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
対馬市	0	0	1	20	1	20	1	20
⑩対馬圏域	0	0	1	20	1	20	1	20
計	21	161	32	230	33	233	34	236

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（4）自立訓練（生活訓練）

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	37	673	37	673	37	673	37	673
①長崎圏域	37	673	37	673	37	673	37	673
西海市	9	181	9	181	9	181	9	181
長与町	2	37	2	42	2	42	2	42
時津町	5	90	6	123	7	144	8	164
②西彼圏域	16	308	17	346	18	367	19	387
佐世保市	24	493	25	517	27	552	29	587
③佐世保圏域	24	493	25	517	27	552	29	587
平戸市	1	24	1	20	1	20	1	20
松浦市	0	0	1	14	1	14	1	14
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	1	24	2	34	2	34	2	34
諫早市	24	473	30	545	30	545	30	545
大村市	11	233	11	233	11	233	11	233
東彼杵町	0	0	1	10	1	10	1	10
川棚町	1	22	1	20	2	40	3	60
波佐見町	0	0	1	8	1	8	1	8
⑤県央圏域	36	728	44	816	45	836	46	856
島原市	0	0	2	50	2	50	2	50
雲仙市	4	93	3	74	3	74	3	74
南島原市	6	143	5	100	4	80	4	80
⑥県南圏域	10	236	10	224	9	204	9	204
五島市	5	150	6	180	6	180	6	180
⑦五島圏域	5	150	6	180	6	180	6	180
新上五島町	4	101	4	118	4	138	4	161
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	4	101	4	118	4	138	4	161
壱岐市	23	501	27	580	28	608	29	636
⑨壱岐圏域	23	501	27	580	28	608	29	636
対馬市	2	33	2	60	2	60	2	60
⑩対馬圏域	2	33	2	60	2	60	2	60
計	158	3,247	174	3,548	178	3,652	183	3,778

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（5）就労移行支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	55	1,071	56	1,064	57	1,083	58	1,102
①長崎圏域	55	1,071	56	1,064	57	1,083	58	1,102
西海市	0	0	3	60	3	60	3	60
長与町	3	60	3	60	3	60	3	60
時津町	0	0	2	31	2	31	2	31
②西彼圏域	3	60	8	151	8	151	8	151
佐世保市	35	663	35	630	35	630	35	630
③佐世保圏域	35	663	35	630	35	630	35	630
平戸市	1	25	3	69	3	69	3	69
松浦市	1	13	2	28	2	28	2	28
佐々町	0	0	3	45	3	45	3	45
④県北圏域	2	38	8	142	8	142	8	142
諫早市	26	478	30	553	30	553	30	553
大村市	29	534	29	534	29	534	29	534
東彼杵町	2	33	2	40	3	60	4	80
川棚町	10	184	10	200	11	220	12	240
波佐見町	2	44	3	60	3	60	3	60
⑤県央圏域	69	1,273	74	1,387	76	1,427	78	1,467
島原市	4	76	10	190	10	190	10	190
雲仙市	4	88	10	67	9	64	9	61
南島原市	4	77	6	120	5	100	5	100
⑥県南圏域	12	241	26	377	24	354	24	351
五島市	8	126	8	126	8	126	8	126
⑦五島圏域	8	126	8	126	8	126	8	126
新上五島町	15	225	13	211	11	199	10	187
小値賀町	1	26	1	26	1	26	1	26
⑧上五島圏域	16	251	14	237	12	225	11	213
壱岐市	0	0	1	23	1	23	1	23
⑨壱岐圏域	0	0	1	23	1	23	1	23
対馬市	3	64	4	80	5	100	6	120
⑩対馬圏域	3	64	4	80	5	100	6	120
計	203	3,787	234	4,217	234	4,261	237	4,325

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※平成29年度は、平成29年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（6）就労継続支援（A型）

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	256	5,254	270	5,400	285	5,700	300	6,000
①長崎圏域	256	5,254	270	5,400	285	5,700	300	6,000
西海市	22	455	25	500	25	500	25	500
長与町	27	547	30	600	33	660	36	720
時津町	19	405	24	504	31	651	40	840
②西彼圏域	68	1,407	79	1,604	89	1,811	101	2,060
佐世保市	162	3,509	158	3,322	150	3,147	142	2,980
③佐世保圏域	162	3,509	158	3,322	150	3,147	142	2,980
平戸市	18	358	18	360	18	360	18	360
松浦市	19	417	20	437	21	457	22	477
佐々町	3	48	5	90	6	108	7	126
④県北圏域	40	823	43	887	45	925	47	963
諫早市	122	2,592	132	2,859	132	2,859	132	2,859
大村市	46	915	47	823	47	823	47	823
東彼杵町	8	180	8	176	9	198	10	220
川棚町	6	142	9	180	10	200	11	220
波佐見町	6	112	9	180	11	220	12	240
⑤県央圏域	188	3,941	205	4,218	209	4,300	212	4,362
島原市	70	1,488	70	1,540	70	1,540	70	1,540
雲仙市	39	857	50	911	50	911	50	911
南島原市	44	955	47	1,034	48	1,056	49	1,078
⑥県南圏域	153	3,300	167	3,485	168	3,507	169	3,529
五島市	11	220	11	220	11	220	11	220
⑦五島圏域	11	220	11	220	11	220	11	220
新上五島町	7	135	8	174	8	174	8	174
小値賀町	2	46	2	46	2	46	2	46
⑧上五島圏域	9	181	10	220	10	220	10	220
壱岐市	4	94	6	138	7	161	8	184
⑨壱岐圏域	4	94	6	138	7	161	8	184
対馬市	4	88	4	88	5	110	6	132
⑩対馬圏域	4	88	4	88	5	110	6	132
計	895	18,817	953	19,582	979	20,101	1,006	20,650

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（7）就労継続支援（B型）

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1,224	21,018	1,263	21,471	1,303	22,151	1,345	22,865
①長崎圏域	1,224	21,018	1,263	21,471	1,303	22,151	1,345	22,865
西海市	151	2,927	151	2,927	151	2,927	151	2,927
長与町	114	1,963	120	2,040	128	2,176	136	2,312
時津町	78	1,385	82	1,533	82	1,533	82	1,533
②西彼圏域	343	6,275	353	6,500	361	6,636	369	6,772
佐世保市	1,054	20,543	1,203	22,968	1,348	25,748	1,511	28,865
③佐世保圏域	1,054	20,543	1,203	22,968	1,348	25,748	1,511	28,865
平戸市	220	4,241	227	4,540	234	4,680	241	4,820
松浦市	155	3,137	157	3,197	159	3,257	161	3,317
佐々町	47	931	50	1,000	52	1,040	54	1,080
④県北圏域	422	8,309	434	8,737	445	8,977	456	9,217
諫早市	493	9,385	495	9,446	495	9,446	495	9,446
大村市	370	6,618	433	6,921	460	7,248	487	7,575
東彼杵町	43	851	44	880	45	900	46	920
川棚町	59	1,100	63	1,134	71	1,278	80	1,440
波佐見町	74	1,416	88	1,589	105	1,896	126	2,261
⑤県央圏域	1,039	19,370	1,123	19,970	1,176	20,768	1,234	21,642
島原市	161	3,048	170	3,060	172	3,096	174	3,132
雲仙市	176	3,700	204	3,684	210	3,827	216	3,975
南島原市	171	3,548	189	3,780	202	4,040	216	4,320
⑥県南圏域	508	10,296	563	10,524	584	10,963	606	11,427
五島市	219	4,277	222	4,281	222	4,281	222	4,281
⑦五島圏域	219	4,277	222	4,281	222	4,281	222	4,281
新上五島町	70	1,499	70	1,500	71	1,521	72	1,542
小値賀町	5	103	5	103	5	103	5	103
⑧上五島圏域	75	1,602	75	1,603	76	1,624	77	1,645
壱岐市	112	2,235	106	2,332	113	2,486	121	2,662
⑨壱岐圏域	112	2,235	106	2,332	113	2,486	121	2,662
対馬市	123	2,472	124	2,480	126	2,520	128	2,560
⑩対馬圏域	123	2,472	124	2,480	126	2,520	128	2,560
計	5,119	96,397	5,466	100,866	5,754	106,154	6,069	111,936

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（8）就労定着支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	28	33	38	43
①長崎圏域	28	33	38	43
西海市	0	0	0	0
長与町	1	1	1	2
時津町	0	3	3	3
②西彼圏域	1	4	4	5
佐世保市	0	2	2	2
③佐世保圏域	0	2	2	2
平戸市	0	1	1	1
松浦市	0	1	1	1
佐々町	0	1	1	1
④県北圏域	0	3	3	3
諫早市	19	20	20	20
大村市	3	4	5	6
東彼杵町	0	1	1	1
川棚町	0	2	3	3
波佐見町	0	1	1	1
⑤県央圏域	22	28	30	31
島原市	0	1	1	1
雲仙市	6	6	6	6
南島原市	1	1	1	1
⑥県南圏域	7	8	8	8
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	1
壱岐市	2	2	2	2
⑨壱岐圏域	2	2	2	2
対馬市	0	1	2	3
⑩対馬圏域	0	1	2	3
計	60	81	89	98

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（9）短期入所（福祉型）

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	131	868	163	1,304	168	1,344	173	1,384
①長崎圏域	131	868	163	1,304	168	1,344	173	1,384
西海市	2	5	6	24	6	24	6	24
長与町	12	86	14	98	15	105	15	105
時津町	7	16	8	30	8	30	9	34
②西彼圏域	21	107	28	152	29	159	30	163
佐世保市	56	357	61	357	67	329	73	303
③佐世保圏域	56	357	61	357	67	329	73	303
平戸市	6	62	6	72	6	72	6	72
松浦市	3	29	3	30	4	40	4	40
佐々町	1	4	2	28	2	28	2	28
④県北圏域	10	95	11	130	12	140	12	140
諫早市	87	656	128	869	128	869	129	876
大村市	86	603	128	750	144	821	160	892
東彼杵町	7	70	7	70	7	70	7	70
川棚町	6	60	10	100	11	110	13	130
波佐見町	6	33	7	35	9	45	11	55
⑤県央圏域	192	1,422	280	1,824	299	1,915	320	2,023
島原市	18	158	24	240	24	240	24	240
雲仙市	33	250	42	236	42	224	42	213
南島原市	20	150	26	208	27	216	29	232
⑥県南圏域	71	558	92	684	93	680	95	685
五島市	8	56	9	63	9	63	9	63
⑦五島圏域	8	56	9	63	9	63	9	63
新上五島町	7	93	7	93	8	104	8	104
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	7	93	7	93	8	104	8	104
壱岐市	4	36	4	46	4	46	4	46
⑨壱岐圏域	4	36	4	46	4	46	4	46
対馬市	1	29	3	36	3	36	3	36
⑩対馬圏域	1	29	3	36	3	36	3	36
計	501	3,621	658	4,689	692	4,816	727	4,947

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（10）短期入所（医療型）

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 （人）	見込量 （日）	利用者数 （人）	見込量 （日）	利用者数 （人）	見込量 （日）	利用者数 （人）	見込量 （日）
長崎市	14	69	25	125	27	135	29	145
①長崎圏域	14	69	25	125	27	135	29	145
西海市	0	0	2	8	2	8	2	8
長与町	2	11	2	10	2	10	2	10
時津町	2	12	3	19	3	19	3	19
②西彼圏域	4	23	7	37	7	37	7	37
佐世保市	4	17	12	31	16	41	21	55
③佐世保圏域	4	17	12	31	16	41	21	55
平戸市	0	0	1	5	1	5	1	5
松浦市	1	14	1	14	1	14	1	14
佐々町	0	0	2	28	2	28	2	28
④県北圏域	1	14	4	47	4	47	4	47
諫早市	21	171	20	138	20	138	20	138
大村市	6	21	6	20	6	22	6	24
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	2	8	3	12	3	12
波佐見町	0	0	1	2	1	2	1	2
⑤県央圏域	27	192	29	168	30	174	30	176
島原市	5	34	6	36	6	36	6	36
雲仙市	4	23	11	34	11	34	11	34
南島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥県南圏域	9	57	17	70	17	70	17	70
五島市	1	2	1	4	1	4	1	4
⑦五島圏域	1	2	1	4	1	4	1	4
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	1	10	1	10	1	10
⑨壱岐圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	60	374	96	492	103	518	110	544

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（11）共同生活援助

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	547	556	565	574
①長崎圏域	547	556	565	574
西海市	97	97	97	97
長与町	33	35	37	39
時津町	23	27	27	27
②西彼圏域	153	159	161	163
佐世保市	516	537	555	572
③佐世保圏域	516	537	555	572
平戸市	121	125	128	132
松浦市	73	74	75	76
佐々町	21	24	26	28
④県北圏域	215	223	229	236
諫早市	263	282	302	323
大村市	193	203	213	223
東彼杵町	20	20	20	20
川棚町	33	33	33	34
波佐見町	31	32	32	32
⑤県央圏域	540	570	600	632
島原市	163	165	170	175
雲仙市	170	179	179	179
南島原市	171	168	172	177
⑥県南圏域	504	512	521	531
五島市	151	161	161	161
⑦五島圏域	151	161	161	161
新上五島町	64	67	70	73
小値賀町	13	13	13	13
⑧上五島圏域	77	80	83	86
壱岐市	52	61	65	69
⑨壱岐圏域	52	61	65	69
対馬市	63	69	74	79
⑩対馬圏域	63	69	74	79
計	2,818	2,928	3,014	3,103

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（12）自立生活援助

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	1	2	3	4
①長崎圏域	1	2	3	4
西海市	0	0	0	0
長与町	4	4	5	6
時津町	0	1	1	1
②西彼圏域	4	5	6	7
佐世保市	0	1	1	1
③佐世保圏域	0	1	1	1
平戸市	0	1	1	1
松浦市	0	1	1	1
佐々町	0	2	2	2
④県北圏域	0	4	4	4
諫早市	10	10	10	10
大村市	3	3	3	3
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0
波佐見町	0	0	0	0
⑤県央圏域	13	13	13	13
島原市	4	4	5	6
雲仙市	4	12	12	12
南島原市	0	1	1	1
⑥県南圏域	8	17	18	19
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	0	0	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	1	1
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0
計	26	43	47	50

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（13）施設入所支援

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	602	597	592	587
①長崎圏域	602	597	592	587
西海市	72	72	71	70
長与町	36	36	36	35
時津町	36	37	37	36
②西彼圏域	144	145	144	141
佐世保市	404	396	388	380
③佐世保圏域	404	396	388	380
平戸市	108	106	106	106
松浦市	56	56	56	56
佐々町	18	18	17	17
④県北圏域	182	180	179	179
諫早市	176	175	174	173
大村市	111	109	108	107
東彼杵町	17	17	17	17
川棚町	24	25	25	25
波佐見町	28	28	28	28
⑤県央圏域	356	354	352	350
島原市	77	80	79	78
雲仙市	109	117	118	118
南島原市	82	78	75	73
⑥県南圏域	268	275	272	269
五島市	107	106	105	104
⑦五島圏域	107	106	105	104
新上五島町	90	88	86	84
小値賀町	15	15	15	15
⑧上五島圏域	105	103	101	99
壱岐市	83	80	78	76
⑨壱岐圏域	83	80	78	76
対馬市	65	66	66	66
⑩対馬圏域	65	66	66	66
計	2,316	2,302	2,277	2,251

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

※見込量は各市及び町の見込量を積み上げたものであり、各市及び町によって別途施設入所者の削減目標を設定している。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（14）療養介護

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	143	143	143	143
①長崎圏域	143	143	143	143
西海市	9	10	10	10
長与町	9	9	10	10
時津町	5	5	5	5
②西彼圏域	23	24	25	25
佐世保市	89	89	89	89
③佐世保圏域	89	89	89	89
平戸市	15	15	15	15
松浦市	13	13	13	13
佐々町	4	4	4	4
④県北圏域	32	32	32	32
諫早市	62	63	65	68
大村市	25	25	25	25
東彼杵町	7	7	7	7
川棚町	5	6	6	6
波佐見町	7	8	8	9
⑤県央圏域	106	109	111	115
島原市	22	22	22	22
雲仙市	24	25	26	26
南島原市	27	25	25	26
⑥県南圏域	73	72	73	74
五島市	18	18	18	18
⑦五島圏域	18	18	18	18
新上五島町	4	4	4	4
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	4	4	4	4
壱岐市	11	12	12	12
⑨壱岐圏域	11	12	12	12
対馬市	14	14	14	14
⑩対馬圏域	14	14	14	14
計	513	517	521	526

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（15）計画相談支援

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	902	955	1,011	1,071
①長崎圏域	902	955	1,011	1,071
西海市	32	32	32	32
長与町	61	79	80	93
時津町	40	45	50	55
②西彼圏域	133	156	162	180
佐世保市	552	599	653	714
③佐世保圏域	552	599	653	714
平戸市	79	90	104	119
松浦市	70	72	74	76
佐々町	20	19	20	21
④県北圏域	169	181	198	216
諫早市	253	272	310	348
大村市	132	202	225	248
東彼杵町	0	20	20	20
川棚町	38	42	47	52
波佐見町	39	41	46	51
⑤県央圏域	462	577	648	719
島原市	89	91	93	95
雲仙市	133	45	46	47
南島原市	103	119	148	185
⑥県南圏域	325	255	287	327
五島市	106	120	121	121
⑦五島圏域	106	120	121	121
新上五島町	51	51	52	53
小値賀町	5	5	5	5
⑧上五島圏域	56	56	57	58
壱岐市	48	53	54	56
⑨壱岐圏域	48	53	54	56
対馬市	145	159	174	190
⑩対馬圏域	145	159	174	190
計	2,898	3,111	3,365	3,652

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（16）地域相談支援（地域移行支援）

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）
長崎市	2	3	4	5
①長崎圏域	2	3	4	5
西海市	0	1	1	1
長与町	0	1	1	1
時津町	0	1	1	1
②西彼圏域	0	3	3	3
佐世保市	0	2	2	2
③佐世保圏域	0	2	2	2
平戸市	0	1	2	3
松浦市	0	1	2	3
佐々町	0	1	1	1
④県北圏域	0	3	5	7
諫早市	0	1	2	3
大村市	0	2	3	4
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0
波佐見町	0	1	1	1
⑤県央圏域	0	4	6	8
島原市	0	1	2	2
雲仙市	0	1	1	1
南島原市	0	2	2	2
⑥県南圏域	0	4	5	5
五島市	1	1	1	1
⑦五島圏域	1	1	1	1
新上五島町	0	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	1	1	1
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	1	1	1	1
⑩対馬圏域	1	1	1	1
計	4	23	29	34

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（17）地域相談支援（地域定着支援）

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）
長崎市	10	11	12	13
①長崎圏域	10	11	12	13
西海市	0	1	1	1
長与町	0	1	1	1
時津町	0	1	1	1
②西彼圏域	0	3	3	3
佐世保市	0	1	1	1
③佐世保圏域	0	1	1	1
平戸市	0	1	2	3
松浦市	1	1	1	1
佐々町	0	1	1	1
④県北圏域	1	3	4	5
諫早市	0	1	2	3
大村市	5	6	7	8
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	1	1	1	1
波佐見町	0	1	1	1
⑤県央圏域	6	9	11	13
島原市	0	1	2	2
雲仙市	0	1	1	1
南島原市	0	1	1	1
⑥県南圏域	0	3	4	4
五島市	1	1	1	1
⑦五島圏域	1	1	1	1
新上五島町	0	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	1	1	1
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	1	1	1	1
⑩対馬圏域	1	1	1	1
計	19	34	39	43

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は令和2年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

(1) 児童発達支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	334	2,251	354	2,478	376	2,632	399	2,793
①長崎圏域	334	2,251	354	2,478	376	2,632	399	2,793
西海市	48	158	49	161	50	165	51	168
長与町	30	335	40	448	42	470	44	492
時津町	56	535	58	499	60	516	61	525
②西彼圏域	134	1,028	147	1,108	152	1,151	156	1,185
佐世保市	209	1,389	273	1,720	354	2,090	459	2,526
③佐世保圏域	209	1,389	273	1,720	354	2,090	459	2,526
平戸市	22	68	25	75	25	75	25	75
松浦市	5	28	6	34	7	40	8	46
佐々町	8	69	5	55	6	66	5	55
④県北圏域	35	165	36	164	38	181	38	176
諫早市	96	748	97	756	117	912	136	1,057
大村市	119	1,192	127	1,180	127	1,180	127	1,180
東彼杵町	5	21	5	20	5	20	5	20
川棚町	20	84	22	110	24	120	26	130
波佐見町	16	80	21	105	23	115	25	125
⑤県央圏域	256	2,125	272	2,171	296	2,347	319	2,512
島原市	22	89	30	120	31	124	32	128
雲仙市	15	59	25	60	27	60	29	61
南島原市	28	107	37	111	37	111	38	114
⑥県南圏域	65	255	92	291	95	295	99	303
五島市	54	135	56	140	56	140	56	140
⑦五島圏域	54	135	56	140	56	140	56	140
新上五島町	19	56	20	60	20	60	20	60
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	19	56	20	60	20	60	20	60
壱岐市	14	41	16	48	16	48	16	48
⑨壱岐圏域	14	41	16	48	16	48	16	48
対馬市	19	211	23	230	25	250	27	270
⑩対馬圏域	19	211	23	230	25	250	27	270
計	1,139	7,656	1,289	8,410	1,428	9,194	1,589	10,013

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

(2) 医療型児童発達支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
①長崎圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
西海市	0	0	0	0	0	0	0	0
長与町	0	0	0	0	0	0	0	0
時津町	0	0	0	0	0	0	0	0
②西彼圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0
③佐世保圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
平戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
松浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
諫早市	0	0	0	0	0	0	0	0
大村市	0	0	0	0	0	0	0	0
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0	0	0	0	0
波佐見町	0	0	1	5	1	5	1	5
⑤県央圏域	0	0	1	5	1	5	1	5
島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
雲仙市	0	0	0	0	0	0	0	0
南島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥県南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	5	1	5	1	5

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（3）放課後等デイサービス

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1,280	13,426	1,331	15,972	1,384	16,608	1,439	17,268
①長崎圏域	1,280	13,426	1,331	15,972	1,384	16,608	1,439	17,268
西海市	91	537	92	543	93	549	94	555
長与町	92	1,099	100	1,200	110	1,320	120	1,440
時津町	116	1,715	134	1,997	152	2,265	170	2,533
②西彼圏域	299	3,351	326	3,740	355	4,134	384	4,528
佐世保市	845	8,768	1,005	10,657	1,177	12,714	1,379	15,164
③佐世保圏域	845	8,768	1,005	10,657	1,177	12,714	1,379	15,164
平戸市	69	751	74	888	80	960	85	1,020
松浦市	33	485	34	500	35	515	36	530
佐々町	26	403	28	448	33	528	39	624
④県北圏域	128	1,639	136	1,836	148	2,003	160	2,174
諫早市	385	5,148	525	7,416	595	8,405	665	9,394
大村市	424	5,346	508	6,983	564	7,912	620	8,841
東彼杵町	27	267	37	370	51	510	70	700
川棚町	60	599	65	650	70	700	75	750
波佐見町	35	139	40	200	49	245	65	325
⑤県央圏域	931	11,499	1,175	15,619	1,329	17,772	1,495	20,010
島原市	100	1,729	105	1,260	110	1,320	115	1,380
雲仙市	97	1,589	138	1,964	155	2,241	175	2,558
南島原市	118	1,504	166	1,494	223	2,007	299	2,691
⑥県南圏域	315	4,822	409	4,718	488	5,568	589	6,629
五島市	63	599	57	542	58	551	59	561
⑦五島圏域	63	599	57	542	58	551	59	561
新上五島町	23	222	25	230	27	238	29	246
小値賀町	1	1	1	1	1	1	1	1
⑧上五島圏域	24	223	26	231	28	239	30	247
壱岐市	22	347	25	358	25	358	25	358
⑨壱岐圏域	22	347	25	358	25	358	25	358
対馬市	19	308	20	300	21	315	22	330
⑩対馬圏域	19	308	20	300	21	315	22	330
計	3,926	44,982	4,510	53,973	5,013	60,262	5,582	67,269

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（4）保育所等訪問支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	30	63	30	63	30	63	30	63
①長崎圏域	30	63	30	63	30	63	30	63
西海市	24	24	25	25	26	26	27	27
長与町	2	2	3	6	4	8	5	10
時津町	4	6	4	6	4	6	4	6
②西彼圏域	30	32	32	37	34	40	36	43
佐世保市	17	25	13	17	13	17	13	17
③佐世保圏域	17	25	13	17	13	17	13	17
平戸市	0	0	1	2	1	2	1	2
松浦市	0	0	2	4	2	4	2	4
佐々町	0	0	3	6	4	8	5	10
④県北圏域	0	0	6	12	7	14	8	16
諫早市	14	16	18	19	18	19	18	19
大村市	40	44	40	44	40	44	40	44
東彼杵町	1	3	1	3	1	3	1	3
川棚町	6	6	8	8	10	10	12	12
波佐見町	5	5	7	8	9	10	11	12
⑤県央圏域	66	74	74	82	78	86	82	90
島原市	0	0	1	1	2	2	2	2
雲仙市	1	1	2	1	2	1	1	1
南島原市	7	7	4	4	5	5	6	6
⑥県南圏域	8	8	7	6	9	8	9	9
五島市	6	12	8	16	8	16	8	16
⑦五島圏域	6	12	8	16	8	16	8	16
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	157	214	170	233	179	244	186	254

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

(5) 居宅訪問型児童発達支援

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1	5	1	5	1	5	1	5
①長崎圏域	1	5	1	5	1	5	1	5
西海市	0	0	0	0	0	0	0	0
長与町	0	0	0	0	0	0	0	0
時津町	0	0	2	20	2	20	2	20
②西彼圏域	0	0	2	20	2	20	2	20
佐世保市	0	0	1	1	1	1	1	1
③佐世保圏域	0	0	1	1	1	1	1	1
平戸市	0	0	1	5	1	5	1	5
松浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	0	0	1	5	1	5	1	5
諫早市	0	0	0	0	0	0	0	0
大村市	0	0	0	0	0	0	0	0
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0	0	0	1	5
波佐見町	0	0	1	5	1	5	1	5
⑤県央圏域	0	0	1	5	1	5	2	10
島原市	0	0	1	4	1	4	1	4
雲仙市	0	0	0	0	0	0	0	0
南島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥県南圏域	0	0	1	4	1	4	1	4
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	5	7	40	7	40	8	45

※1月あたりの実績（見込）数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量（圏域・市町毎、サービス区分別）

（6）障害児相談支援

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	(人)	(人)	(人)	(人)
長崎市	376	414	452	490
①長崎圏域	376	414	452	490
西海市	143	145	147	149
長与町	28	41	41	41
時津町	57	62	67	72
②西彼圏域	228	248	255	262
佐世保市	192	225	261	303
③佐世保圏域	192	225	261	303
平戸市	10	14	14	14
松浦市	8	9	10	11
佐々町	9	7	8	9
④県北圏域	27	30	32	34
諫早市	105	116	140	165
大村市	113	113	113	113
東彼杵町	9	11	13	16
川棚町	31	31	35	40
波佐見町	20	24	30	37
⑤県央圏域	278	295	331	371
島原市	20	20	22	24
雲仙市	110	14	15	17
南島原市	30	53	83	129
⑥県南圏域	160	87	120	170
五島市	28	28	29	29
⑦五島圏域	28	28	29	29
新上五島町	18	20	22	24
小値賀町	1	1	1	1
⑧上五島圏域	19	21	23	25
壱岐市	37	9	9	9
⑨壱岐圏域	37	9	9	9
対馬市	14	17	17	18
⑩対馬圏域	14	17	17	18
計	1,359	1,374	1,529	1,711

※1月あたりの利用者（見込）数。

※利用者数は実人員。

※令和2年度は、令和2年7月実績分。